

令和4年第2回広川町議会定例会会議録

1. 招集年月日 令和4年6月7日
2. 招集場所 広川町議会議事堂
3. 開 会 令和4年6月7日(午前9時30分)

4. 応招議員

議長	野村泰也	7番	丸山修二
1番	山下茂	8番	光益良洋
2番	丸山幸弘	9番	池尻浩一
3番	竹下英治	10番	原野利男
4番	栗原福裕	11番	梅本哲
5番	江藤美代子	12番	野田成幸
6番	水落龍彦		

5. 不応招議員

なし

6. 出席議員

応招議員に同じ

7. 欠席議員

不応招議員に同じ

8. 地方自治法第121条の規定により説明のために会議に出席した者の氏名

町長	渡邊元喜	住民課長	前田武博
副町長	飯田潤一郎	福祉課長	才所潤一
教育長	富山拓二郎	建設課長	樋口信吾
政策調整課長	丸山英明	産業振興課長兼 農業委員会事務局長	井上新五
総務課長兼庁舎建設推進室長兼 選挙管理委員会書記長	鹿田健	協働推進課長	萩尾勝昭
会計管理者兼 税務課長兼会計室長	中島久見	教育委員会事務局教育次長	樋口尚寿
環境衛生課長	小松朋雄		

9. 本会に職務のために出席した者の氏名

議会事務局長	原野昌文	書記	古賀亘
議会事務局係長	丸山順子		

10. 議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 一般質問

午前9時30分 開会

○議長（野村泰也）

定刻になりましたので、ただいまから令和4年第2回広川町議会定例会を開会いたします。
本定例会に提出されております議案は、報告2件、契約の締結1件、条例改正及び制定6件、令和4年度補正予算3件、計12件となっております。

これらの議案については、後ほど提案者から説明がありますが、議員の皆様におかれましては、円滑に議事が進められ、適正妥当な議決に達せられますよう念願申し上げ、開会の挨拶といたします。

次に、町長より今議会招集の挨拶をお願いいたします。町長。

○町長（渡邊元喜）

皆さんおはようございます。本日は、令和4年第2回広川町議会定例会を招集しましたところ、議員の皆様におかれましては公私ともに御多忙中にもかかわらず御出席を賜り、誠にありがとうございます。

国外ではロシアによるウクライナ侵攻が長期化しており、双方とも多くの犠牲者が出ております。住民の貴い命が奪われることを危惧しております。

6月1日、福岡県は1月20日から発令されていた福岡コロナ警報を解除しました。新規感染者数の減少傾向が続いており、病床使用率が解除目安の20%を下回ったことなどが理由で

す。基本的な感染対策の徹底を呼びかけた上で、コロナと社会経済活動のバランスを取るところにきたとしています。広川町でも感染対策を継続しながら、経済活動、行政活動を活性化できるよう検討を進めてまいります。

また、九州北部地方の梅雨入りは例年よりも遅れており、例年は6月4日頃の梅雨入りですが、日本気象協会の予想では6月中旬以降との予想もあります。近年の梅雨は線状降水帯が発生し、記録的な大雨となり、大規模な災害が続いています。住民の皆様の安全・安心を第一に、早期避難を基本として、的確な防災情報を発信するとともに、警戒対策に万全を期してまいります。

さて、本定例会には議案等12件を提案申し上げております。提案理由につきましては後ほど説明申し上げますが、慎重な御審議を賜りまして、全議案とも御決定いただきますようお願い申し上げます。開会の御挨拶といたします。どうぞよろしくお願ひいたします。

○議長（野村泰也）

これから本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配付いたしております議事日程第1号のとおりであります。

直ちに議事日程に入ります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（野村泰也）

日程第1. 会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録の署名議員は、5番江藤美代子君、11番梅本哲君を指名いたします。

日程第2 会期の決定

○議長（野村泰也）

日程第2. 会期の決定を議題といたします。

会期については、去る6月1日、議会運営委員会に諮ったところ、6月7日から6月14日までの8日間にしたいという案が出ていますが、よろしいかお諮りいたします。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野村泰也）

異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は6月7日から6月14日までの8日間と決定いたしました。

日程第3 一般質問

○議長（野村泰也）

日程第3. 一般質問を行います。

発言時間は、質問、答弁を含めて1時間以内とします。制限時間5分前にベルで合図します。

9番池尻浩一君の登壇を求めます。

○9番（池尻浩一）

皆さんおはようございます。今回、一番くじ、また引かせていただきまして、一番最初の一般質問を行わせていただきます。

では、9番池尻です。通告しておりました内容に沿って進めさせていただきます。

今回は職場環境、人事体制について質問させていただきます。

近年、就職後、3年以内での転職、中途退職といったものが3割を超えるといった報道がなされてきました。以前からブラック企業というものが横行していましたが、働き方改革により職場・職務環境というものは改善されています。コロナ禍において、経済バランスが崩れ、安定した職業である公務員というものが改めて見直されてきました。

そのような中、民間企業の水準より低いものの、公務員若手離職率は増加しており、特に、町村部では際立って高いとデータ上でも出ております。定年退職でない中途離職者において離職される理由は様々ですが、これが身体面においての不良、家庭内の問題等であれば致し方なく、職場内での解決もできない部分もあると思えますが、全国アンケート等に多く見られる職場内の人間関係、住民の苦情応対に耐えられない、考えていたより多忙であり、また、安定はしているが給与が割に合わない、スキルアップが望めないなどといったものであれば、ある程度の職場内での改善が求められるのではないかと思います。

町のほうでは、中途離職者に対し、その要因の把握、また、対策といったものほどのように行われているか。これはプライバシーに関わる理由もあるでしょうし、離職には一身上の都合といった一言で可能といった形もあります。何より本人の意思が第一であるというのは十分に承知した上で質問させていただきます。

また、第4次総合計画内にもある職場環境の充実やプロ意識の啓発、研修の充実、人事評価を活用し、次代の担い手にふさわしい人材の育成を図るとあります。

職場環境の充実については随時行われていると思われませんが、実施計画を見ると、研修事業2,200千円の部分しか具体的に見えてきません。研修の内容、状況はどのようなか、町の考えるプロ意識というものはどのようなものか、町の次代の担い手にふさわしい人材とはどのようなものか、取組としてどのように進められているか、人事評価がどのように職場事業に活用をされているのか、町の理想とする職場環境及び人材とは何か、現況の問題、課題が改善され、コロナ、ICT、物価の高騰などを含めた経済のこの大変革の時代にスピーディーに対応できる状況であるのかといった気持ちを含めて質問させていただきます。職場環境の低下、職員のモチベーションの低下、人材の損失、全て町全体の損失、低下につながります。

では、質問席にて答弁をいただきたいと思えます。

○議長（野村泰也）

町長。

○町長（渡邊元喜）

池尻議員の質問にお答えいたします。

定年退職や任期満了による退職を除いた中途退職者は直近5年で23名、そのうち経験年数10年未満の中途退職者数は11名となります。退職の要因については、プライバシーの関係もあり、詳しくは把握しておりませんが、ライフプラン、仕事のキャリアアップ、理想とのギャップによるものなど、様々な要因が考えられます。現代では終身雇用が当たり前の社会ではなくなり、個人の特性や希望に応じた多様な働き方が増えてきており、こういった時代背景も一因であると思われま。

人員の確保においては、退職の状況等を事前に把握するなどし、採用試験において補充しますが、令和2年度より10月1日採用の中途採用試験も実施し、急な退職についても対応す

るようにしております。

また、人事に関する職員アンケートを実施しており、本人の希望や職場に関する意見などを収集しております。そのような意見も踏まえ、令和4年度はメンタルヘルスに関する研修の実施やカウンセラーとの面談の機会を増やすなど、職場環境の充実化につながる取組を実施し、少しでも長く働きたいと思えるような職場にしていきたいと考えています。

人材育成における人事評価については、ただ上司が部下を評価するだけでなく、目標設定時や評価結果のフィードバック時など、所属長が職員に対し面談をしながら進めていくようにしております。その中で、上司と部下との信頼関係を築き、コミュニケーションの促進を図ります。また、面談によりの確な目標管理を行うことにより、業務目標の円滑な達成を図るとともに、適切な指導、助言により職員資質の向上と能力開発を行っております。

研修については、このコロナ禍により派遣研修の中止や派遣を断念するケースが多くありましたが、今年度においては、派遣研修の規模がコロナ禍前の状況に戻つつあります。また、ウェブ研修など、感染症対策に配慮した研修も増えてきました。職員の資質向上のために、現在の状況の中でも、できる限りの研修を行っていききたいと考えております。

町の理想とする人材としては、町民の視点を持ち、自主的、自律的に行動できる職員であり、そのような職員を育成することが町政運営の活性化につながると考えています。また、育成のためには職場環境の向上が不可欠であり、チームとして全体がレベルアップできるような対策を講じていきたいと思っております。

以上でございます。よろしく願いいたします。

○議長（野村泰也）

9番池尻浩一君。

○9番（池尻浩一）

中途退職者については、やっぱり広川町も少なからず増えているといたしますか、特に若い方からの退職というのは本当に残念な内容かと思っております。

大まかに考えてみると、やはり給与面とか自分への評価面というものは避けられないものと思っておりますし、その方向から考えられるなら、まず、公務員給与というのはラスパイレス指数によって算出されて、人事院の給与勧告によって定められています。さらに、自治体ごとに号給により分かりやすく決められており、これによるメリットというのは年功序列を主とした公平感があるとされていますが、号による評価は人事評価で決まっている部分があり、また、号が上がらず一時的なそういう期末手当で報酬に反映されている部分というのは多いと伺っています。この給料が上がらないと、それに附属する部分というのも全体的に上がってこないわけですから、よって、この人事評価の在り方、その活用ができていくのかというのがやっぱり非常に気にかかるところです。

先ほど答弁にありましたけれども、目標設定に関しては業種や担当課では評価を表しにくいところもあると思っております。そういう定量化、数値化できにくい担当課もあると思っておりますが、その辺をどうやっているか。また、やはり今の形の給与の在り方を変えている部署、特に、福岡市とか久留米市とかの大きなところになると、そういう附属する部分で賄うとか、評価の在り方とかを変えていくという形もあると思っておりますが、その報酬面に対しての考え方、動き方というものはどうのようにされているのでしょうか。

○議長（野村泰也）

政策調整課長。

○政策調整課長（丸山英明）

給与の決定でございますけれども、給与につきましては、現在、国家公務員と同様の給料表行政（一）を使っておりまして、年齢によります就職時の決定については前歴換算等を行いまして、初めの給与を設定しております。それによりまして、1年あれば、普通、4号級昇給をしてまいります。年数によりまして、係長、主査、それから主任主事等、職位が上がるごとに等級のほうも上がるような形の人事給与体系になっております。

人事給与におきます人事評価の反映でございますけれども、現時点では期末勤勉手当におきます勤勉手当部分での優秀者には0.1月の加算、それから、成績不良の者については0.1月の減額というところが人事評価における給与面での反映をさせております。

昇給につきましては、現在のところ、まだ人事評価によります反映はしておりません。これにつきましては、今後の人事評価と昇給の反映を今現在検討をしておるところでございます。

○議長（野村泰也）

9番池尻浩一君。

○9番（池尻浩一）

やはりその評価による昇給がないという部分で、本当に頑張っている職員というのが若干の不満といたしますか、そういった形が出てくるものと思いますけど、やはりそこにおいて民間企業との差とか出てくるものと正直感じています。ほかの何人かの若手の職員に話を聞いてくると、職員数をもうちょっと増やしたいという町の意見もよく聞きますけれども、正直、報酬が5割上がるなら5割増しでもまだまだ自分たちは働けるといった若手職員さんたちも本当にいらっしゃいます。他の割当てがあつたなら、自分たちが働きたい、もっとやれるとか、それが反映されないものかということも本当にありました。

やはり今時の安定した報酬、給与というものが、それはそれで本当にありがたい形で、分かりやすい形でされていると思いますけれども、もっと違った部分で本当は評価したり、報酬のアップにつながれないものかという考えとか計画とか、そういうものは出てこないんでしょうか。

○議長（野村泰也）

政策調整課長。

○政策調整課長（丸山英明）

人事評価によります昇給、処遇反映につきましては、先ほど申しましたとおり検討を進めておるところでございます。

これにつきましては、職員組合の代表、それから、町執行部のほうの代表で委員会をつくっておりまして、その中で人事評価による昇給の号俸等について今検討を重ねているところでございます。

○議長（野村泰也）

9番池尻浩一君。

○9番（池尻浩一）

その点におきまして、本当に今、地方の役場あたりから都市部の市役所あたりとか県職員への転職が最近感じております。この辺の気持ちについては非常に分かるところで、多方面

にわたる雇用条件のよさや仕事の内容のスケール、そういったものに魅力を感じての転職はあると思いますけれども、町公務員というのは、やはり地元に貢献したい、町のためにというところもありますし、やはり町で育成した職員、言葉がちょっと違うかもしれないけれども、その優秀な求めている人材といったものが出ていくというような状況は非常に町の損失と考えております。

それに対しての町の対応とか意識、考えというのは、どのようなものがあるでしょうか。

○議長（野村泰也）

政策調整課長。

○政策調整課長（丸山英明）

職員の早期での退職が近年、数件目立ってきておりますけれども、先ほど町長の答弁にありましたとおり、その理由についてはなかなか詳しくは本人から聞き取りはできませんけれども、先ほど町長の答弁にもありましたとおり、やっぱり家庭の事情におけるもの、自分の身体の状況等を勘案しての退職等が多くございます。また、先ほどありました人間関係の部分についても少なからずはあるかと思いますが、そういう職場でのコミュニケーション関係につきましても相談を人事係のほうで受けておまして、その相談については所属長、それから、仲間、職場のほうを含めて改善の方向での調整等を図っているところでございます。

そういう風通しのいい職場をつくるためには、やはり個々の職員の資質向上、それから、何よりもチームワーク等が必要でございますので、その部分については今後とも職員組合等とも協議をしまして、方向性を見いだしていきたいと考えております。

○議長（野村泰也）

9番池尻浩一君。

○9番（池尻浩一）

職員組合のほうであれば、あまりこの形を変えていただきたくないという声をやっぱり多く聞きますが、そういうのは本当に取り組んでいただきたいと思います。

人事評価に関しては、恐らく公務員法改正に定められていた人事評価制度に基づいたものであるかと思っておりますが、町独自の評価判断、旧来からどのように改善されているか、また、能力評価、業務評価、そういったものが町独自でこういうことに取り組んでいますとかいうものはあるでしょうか。

○議長（野村泰也）

政策調整課長。

○政策調整課長（丸山英明）

人事評価におきましては、毎年、人事評価の検討委員会をつくっておりますので、その中で評価項目、評価の在り方、それから、評価基準等を検討してきているところでございます。

当初からの評価につきましては、能力、態度だけであったり、それに目標設定をしたところでの職員のやる気を引き出す評価制度、先ほど議員の御指摘にもありましたように、なかなか目標設定でやりやすい職場、やりにくい職場等ございますので、その中では単なる目標を達成したところへの着目ではなくて、それに対するプロセスの評価を重視しているところでございます。それから、職位ごとに求められるスキルに応じた評価項目を設定いたしまして、評価をしているところです。

町長答弁にありましたように、評価そのものも重要でございますが、その評価において、

上司等の面談を通じて職員の資質向上を図っていくところに重点を置いて人事評価に取り組んでおります。

○議長（野村泰也）

9 番池尻浩一君。

○9 番（池尻浩一）

目標設定においては、具体的にまちづくり委員会、そういうものでも見られるところでもありますけれども、答弁にありましたコミュニケーション能力の向上といったところと、コミュニケーション能力があるかというところの人事評価については、その人本人が持っているものと、担当課とか係で、そのグループ内で活動できるか、また、上の指導とか育成とかできる方たちがそのコミュニケーション能力を発揮できるような環境づくりをできているかというのものにもつながるとも思います。そういったところで、どちらが評価されるんですか。

あるいは、本来、本人がコミュニケーション能力を持っていても、どうもやっぱり人間関係、気が合わないとか、指導の形が合わないといったストレスにより本人のコミュニケーション能力が発揮できていない、それでちょっと離れていくといったことも、非常にこれはよく職員からも聞いております。これは評価する場合、管理する側がコミュニケーション能力の指導が足りないのか、本人のコミュニケーション能力が低いのかといった評価に対してはどちらを持たれているんですか。

○議長（野村泰也）

政策調整課長。

○政策調整課長（丸山英明）

コミュニケーション能力の評価者側からの部分か、その本人、評価者のほうにもあるのかということですが、その部分については、なかなか個人の感情的な部分もございますので、一概にどちらがというところでの分析等は非常に難しい部分があると思っております。

コミュニケーション能力につきましては、人事評価においては職務上のコミュニケーション能力というところで、職場内でのコミュニケーションも必要ですが、職場外の住民の方とのコミュニケーションであるとか、そういう折衝、説明力であるとかというところでの評価をしておるところでございます。

○議長（野村泰也）

9 番池尻浩一君。

○9 番（池尻浩一）

そういったところで、本当に管理職の責任もまた大きいとは思いますが、ちょっと研修でウェブ研修や、また、コロナ前の状況に戻っているということを答弁いただきましたが、現在、研修というものはどのような内容で行われているか。基本的にはそういった新規の採用研修から、管理職になるに当たっての管理職研修というものも当然あると思っております。特に新人研修に関しては、一般的な民間の中では窓口対応、挨拶、特に笑顔での挨拶をやってくださいというのは、恐らくごくごく当然のことだと思います。当然、またそこで職場内でのコミュニケーションの在り方、また、電話での対応のやり方、そういったものがまず初任者研修としてあるとは思いますが、具体的にどのような形であっているか、ちょっと教えていただきたいと思っております。

○議長（野村泰也）

政策調整課長。

○政策調整課長（丸山英明）

特に、新規採用者の研修におきましては、まず採用しました後、町内部での研修を3日ほど実施しております。その中で、接遇なり、それから町の状況なりと、基礎的な町のシステムの使い方というふうな基礎的な部分の研修を行っております。

それと、派遣研修におきまして、県の市町村職員研修所のほうに新規採用者向けの研修がございますので、そちらのほうに派遣いたしまして、そちらでも同様の公務員としての基礎知識、接遇関係とかについても研修のこまがございまして、派遣研修をしているところでございます。

○議長（野村泰也）

9番池尻浩一君。

○9番（池尻浩一）

では、管理職としての研修はどのようなものが行われていますか。内容といったものはどのようなものでしょうか。

○議長（野村泰也）

政策調整課長。

○政策調整課長（丸山英明）

管理職研修につきましては、課長昇任時、それから、監督職であります係長昇任時に県の職員研修所のほうへ派遣をしております。こちらでの研修内容は、ちょっとつぶさには把握しておりませんが、管理職、係長、監督職になった場合の基礎的な心構えであるなり、その職務の在り方なり、知っておくべき知識等について研修に派遣をしておるところでございます。

○議長（野村泰也）

9番池尻浩一君。

○9番（池尻浩一）

ちょっと内容を把握していないというのにどきっとしましたけれども、そのような中で、それが十分に反映されているかどうかですね。窓口対応も以前に比べたら本当によくになりましたねというのは、やはり自分でも感じていますが、それでもまだ一般の町民の声から出てくるところでは、やはりちょっと窓口対応とか説明が悪いとか、やはりいろんな問題を抱えたときにたらい回しが今でも出てくると。ましてや電話対応にしたら本当に雑な扱いをされるときがあるといった声もまだ出てきます。実際、直前にこういう電話をしたんだけどというのも聞いてから来ましたので、そういったところをきちんとつかんでいるか、実際の状況というのを、町民の声を酌み入れてその問題に上げているのか。状況とかそういうのがもちろん一つの人事評価にもつながるわけですね、こういうことも。その状況というのはどの程度把握されているか、伺いたいと思います。

○議長（野村泰也）

政策調整課長。

○政策調整課長（丸山英明）

職員の窓口での対応につきまして、そういうクレームといいますか、苦情をいただいた際には、人事係のほうに報告がある分もございますので、その部分については承知をしております。

ます。

特に、新人職員につきましては、メンター制度というのを設けておまして、先輩職員が1年間ついて指導していくような制度を持っておりますので、その中で気づいたこと等については先輩職員、それから、重要な部分については係長、管理職等が指導をしていくような形を取っております。

○議長（野村泰也）

9番池尻浩一君。

○9番（池尻浩一）

そういった中で、先ほど派遣の話もちよつとありましたけれども、特に、これが民間企業となったなら、受付で対応が悪いとか、よく分かりませんといった担当者に代わりますとか、こういうことは基本的に本当に問題になるところであって、その民間の在り方、研修として出向に関して、こういった民間、あるいは指定管理もされている事業所とかに派遣とか出向とか、学ばせるといった活用の仕方というのは、あまり町では取り入れないのでしょうか。

○議長（野村泰也）

政策調整課長。

○政策調整課長（丸山英明）

民間との相互研修、人事交流といいますか、そういう部分については、現在のところ、研修としてはまだ考えてはおりません。

○議長（野村泰也）

9番池尻浩一君。

○9番（池尻浩一）

本当に研修ももちろん大事と思っております。研修だけではなく、本当に現場で学ぶものの方が多いたと思いますので、その辺は管理職の仕事ではないかなと思っております。

職場環境として、また、今、社会人枠の採用といったものもよく公募のほうで見られますけれども、こういった技術職、専門職、特に福祉士とか保健師といった士職の扱いは今どのようなのですか。いつも何か本当はもうちょっと専門職が欲しいとか常々あっていると思うんですけども、その辺の採用状況、また、逆にそういった技術職の方がもう出ていってしまったとか、そういった状況でしたら、今、町のほうではどのような状況でしょうか。

○議長（野村泰也）

政策調整課長。

○政策調整課長（丸山英明）

近年、特に福祉部門での保健師、社会福祉士、それから、栄養士等の健康指導における士、それから、土木関係の技術職員等については、採用を小まめに行っているところです。

今の状況でございますけれども、社会福祉士のほうが1名退職がございましたので、今度の10月1日採用での社会福祉士の募集を現在行って、試験をするようにしております。

土木技術者につきましても、来年度の採用につきまして、また試験を実施したいと考えております。

○議長（野村泰也）

9番池尻浩一君。

○9番（池尻浩一）

以前、このような職場体制の質問に対しては、やはり総合的に職員に学んでいただくという、その総合力をつけるための異動を行っているといった回答も何度か耳にしたことがあります。これは別に変更ではないですけれども、そういった個性や特性を生かした人材活用というのが今できているのでしょうか。前と変わって、やはり技術職、特別職という方たちには、こういうところで磨いてもらって、本人の特性や個性がこちらに向いているということであれば、そこに重点的に置いていく。ただ、その期間が長くなると、いろんなまた問題も出てくるというところで、いろんな異動があっていると思いますけれども、現在、町のそういった異動や配置の件について、どのような形であるか、伺いたいと思います。

○議長（野村泰也）

政策調整課長。

○政策調整課長（丸山英明）

人事異動、職員の配置におきましては、いわゆるそういう技術系の専門の方についてはどうしても職場のほう固定される状況にはございますけれども、その中で土木技術の職員におきましては、道路関係、それから水道関係等の部署もございまして、その中での異動、配置によって、様々な土木部門の技術の習得、知識の習得等も考えた上での配置を考えております。

それから、一般職におきましては、なるべく若い時代に多くの職場を経験して、自分の特性をつかんでいくというふうな観点を持っております。

それから、職員への人事アンケートを実施しておりますので、その中で本人が希望するやりたい職場、それから、本人の特性、総合職を目指すのか、専門的な専門職を目指すのかというところのアンケート等も取っておりますので、そういうアンケートを参酌しながら、人事配置については行っている状況でございます。

○議長（野村泰也）

9番池尻浩一君。

○9番（池尻浩一）

答弁の中に町が求めるふさわしい人材の育成というところで、町民の視点を持てる者、また、自主的に動ける人間というのがありました。その中で、またさらにプロ意識というものが総合計画の中にありましたけれども、町が求める公務員としてのプロ意識というものはどのようなものか、改めてちょっと伺いたいと思います。

○議長（野村泰也）

政策調整課長。

○政策調整課長（丸山英明）

プロ意識としては、やはり公務として公平公正な職務を遂行するというところがプロ意識だと考えております。

そういう職員、住民目線に立つ職員等につきましては、やはり地域の地域活動等にも参加を積極的にさせまして、そういうところの目線を常に持つような職員となるように、地域コミュニティの担当職員制度とかを行っているようなところでございます。

○議長（野村泰也）

9番池尻浩一君。

○9番（池尻浩一）

正直、自分も本当に古いタイプの人間ですので、教職員というのは聖職であり、公務員や議員といったものは、ちょっと言い方は悪いですが、公僕的な意識の中で働かせてもらっているという状況です。

ただ、公務員の方々でも、やはり時間外とか、サービス労働といったこともちょこちょこっとやはり耳にします。現実、有給消化というのも十分できていないといった話も現実的にありますし、また、公務員の職場の方々からでも消防団や地域のまちづくりにも参加していただいたりといったものもありますけれども、職場からある程度指示されたものでは、さっと分かりました、じゃという方もありますけれども、ほかのちょっとしたサービスの地域での参加というのは、たまに断られるときがやっぱりあります。それを、別に公務員だからどうのこうのとか、そういう意識はないんですけれども、実際、そのような状況はどうですか。特に質問としては、時間外とかサービス労働とか、有給消化ができていないといった部分に対して、これは現状、町のほうでは実際どうなのか、そこをお願いします。

○議長（野村泰也）

政策調整課長。

○政策調整課長（丸山英明）

有給消化につきましては、ちょうど昨年の有給消化のほうを集計してみたところでありまして。やはり3割の有給消化を目標としておりますけれども、それには達成していない状況でございます。

時間外等につきましても削減の方向で、そこはやっぱり本人の仕事のやり方、それから、チームによる仕事をしていくというようなことでの削減を目指しているところでございます。

それから、地域における活動ですけれども、自主的な活動につきましては、なかなかそこまでは把握をできておりませんが、その中でも、年齢がいけば壮年会の活動であるとか、自分の趣味を生かした少年スポーツ等への指導であるとか、そういう部分については行っている職員も多数いるところでございます。

○議長（野村泰也）

9番池尻浩一君。

○9番（池尻浩一）

本当に職場環境の低下、職員のモチベーションの低下、また人材の損失、全て町全体の低下につながっているものと思います。まだ内容を具体的に触れられない部分もちょっと自分たちにはありますので、そこは職場内でさらに向上してもらうことを期待しまして、以上で質問を終わらせていただきます。

○議長（野村泰也）

次に、5番江藤美代子君の登壇を求めます。

○5番（江藤美代子）

皆さんおはようございます。よろしくお願いたします。2点質問いたします。

1点目は、下水道事業についてお尋ねをいたします。

町は、河川などの環境改善と生活衛生環境の向上を図るために下水道事業計画を実施しております。しかし、財政的な問題、近隣自治体の動向を踏まえ、2021年6月の全員協議会において、下水道計画の見直しが提案されました。その後、この案件はどのように進んでおりますでしょうか。進捗状況をお尋ねします。

また、合併浄化槽を含め、下水道計画を今後どのように進めるのか、対策、対応についてお尋ねいたします。

2点目です。子ども医療費の助成についてお尋ねをいたします。

町は2019年11月より中学校卒業年度までの子ども医療費を通院、入院ともに全額補助をしています。また、2021年からは福岡県が中学校卒業までの医療費助成を始めました。これらにより、多くの保護者の方から、また、子供さん方から大変喜ばれています。先日、最近、広川町に引っ越してきたという方とお話をする機会がございました。広川町の医療費無料に大変喜んでありました。子ども医療費の広川町独自の支援分の金額は、このような状況の中でどのように推移しているのでしょうか、お尋ねいたします。

日本は社会保障や教育にかかる予算が大変少なく、子育てに多くのお金がかかります。厚生労働省の2019年国民生活基礎調査の子供の貧困率は13.5%、7人に1人が貧困に苦しんでいます。その上に、コロナ禍や物価高騰のために、子育て世帯の生活はますます苦しくなっていると思われまます。このことは結婚や出産に対しての不安材料となり、少子化の大きな要因の一つになっていると考えます。

保護者の経済状況によって子供たちの医療や教育に差ができてはならないと考えます。命と健康はどの子にもひとしく保障すべきです。そのために、子ども医療費助成をさらに高校卒業年度まで拡大することを求めます。町の考えをお尋ねいたします。

以下、質問席にて答弁を受けます。

○議長（野村泰也）

町長。

○町長（渡邊元喜）

江藤議員の質問にお答えいたします。

まず、下水道計画でございますが、町では、快適で衛生的な生活環境の実現や河川などの水質保全を図るため、公共下水道整備と合併浄化槽の設置を推進しています。しかし、近年、厳しい財政状況や人口減少など状況は大きく変化し、特に、下水道事業の経営状況の悪化は、企業会計に移行したことにより、より鮮明になり、経営状況の明確化と適正な財産管理ができました。

計画区域の見直しは、健全な下水道事業の財政運営を図り、将来にわたり持続可能な公共下水道事業の経営改革や効率化を進めるためには必須でしたので、昨年、全員協議会にて説明後、3市1町合意の後、矢部川流域下水道事業計画変更にて見直しが承認され、令和4年3月31日に事業計画変更の通知が来ました。今後は見直し後の財政計画、資金計画等を明確にし、下水道事業の健全経営に向けて努力してまいります。

次に、子ども医療費についてでございますが、子ども医療費の広川町独自支援分につきましては、令和元年11月1日より中学生までの入院費、通院費を無料とした現在の制度となっております。

直前の令和元年10月までは小学生の通院は最大月に1,200円の自己負担、中学生の通院については全額自己負担がありましたが、令和元年11月から自己負担無料としております。受診の内容が違いますので、一概に比較することはできませんが、令和元年10月分と11月分では2,736,520円の子ども医療費に係る扶助費の増額となりました。

また、福岡県では、令和3年4月診療分より、それまで全額自己負担だった中学生の通院

の自己負担を月最大1,600円、入院費の自己負担を日最大500円、月額3,500円までとして助成を拡大しました。こちらを一概に比較することはできませんが、子ども医療費に係る扶助費のうち県の助成対象となる割合が拡大直前の月は61.5%だったものが拡大直後の月は74.4%となりました。高校卒業の18歳まで無料とした場合の試算につきましては、年間で16,000千円程度の扶助費の増額になります。18歳まで何らかの助成を行っている自治体は、県内では北九州市のほか計8自治体あります。

本町におきましては、先ほど試算した規模の扶助費が町財政に影響を及ぼすことから、制度を拡大する予定はございませんが、今後とも県や他市町村の動向を注視してまいりたいと思っております。

以上でございます。よろしく願いいたします。

○議長（野村泰也）

5番江藤美代子君。

○5番（江藤美代子）

下水道事業について、まずお尋ねします。

下水道整備計画をこのたび見直したわけですが、その見直し区域の人口は4,177人と資料を提示されておりますけど、全体の戸数、また、そのうち合併浄化槽や単独浄化槽、くみ取りの戸数は分かりますでしょうか。

○議長（野村泰也）

環境衛生課長。

○環境衛生課長（小松朋雄）

江藤議員の御質問でございますが、まず、全体計画の見直しの、いわゆる見直し区域の状況の数でございます。

全体件数としまして1,650戸、そこに付随する合併浄化槽の設置数は900戸、単独浄化槽の設置件数が約150戸、くみ取りなどの件数が約600戸となっております。

以上です。

○議長（野村泰也）

5番江藤美代子君。

○5番（江藤美代子）

この見直し地域では、合併浄化槽によって水質保全、生活環境の改善を図っていくということになると思うんですけども、合併浄化槽整備の補助金、あるいは単独浄化槽やくみ取りからの転換についての補助金についてはどのようにお考えでしょうか。

○議長（野村泰也）

環境衛生課長。

○環境衛生課長（小松朋雄）

ただいま計画の見直し中でございますので、現状の補助金について説明させていただきます。

町の補助金につきましては、合併浄化槽の設置の補助金が5人槽で332千円、7人槽で414千円、10人槽で548千円となっております。

また、単独処理浄化槽の撤去の補助金は90千円、くみ取りの補助金につきましては60千円、また、単独処理浄化槽からの配管設置補助金が300千円、くみ取り便槽からの配管設置補助

金が140千円の補助を行っております。今の現状はそのようになっております。

○議長（野村泰也）

5番江藤美代子君。

○5番（江藤美代子）

今、補助金については検討中ということでございましたが、合併浄化槽を設置して、でも、それをきちんと維持管理しなければ目的を達成しないわけですけれども、維持管理費はどのくらいでしょうか。また、下水道と接続した場合、下水道料金と比べてどのようでしょうか、お答えください。

○議長（野村泰也）

環境衛生課長。

○環境衛生課長（小松朋雄）

まずは浄化槽につきまして、適正な維持管理による初期の処理性能が確保されるかどうか判断するため、保守点検、清掃、併せて法定検査を実施しなければならないという制度になっております。

これらの3つの作業は、浄化槽法というもので管理者に義務づけられておる状況でございます。これにつきましては、ちょっと詳細を説明しますが、保守点検については、浄化槽法第8条に基づきまして、浄化槽の状態を見ながら装置の調整、修理や消毒薬の補充等を行う作業を行います。これは4か月に1回の点検を行っていただきます。次に、清掃は、浄化槽法第9条に基づきまして、浄化槽の中の汚泥の引き抜きや装置の洗浄を年1回以上行います。最後に、法定検査は、浄化槽法第11条に基づき、定期的な保守点検及び清掃とは別に、浄化槽法第11条点検検査を年1回受けることが義務づけられております。

町の合併浄化槽の経費でございます。

まず、5人槽、年12回の保守点検で26,620円、年1回の清掃費35,460円、年1回の法定検査費、これにつきましては一律同じでございます。5,600円で、合計67,860円でございます。

次に、7人槽でございます。年12回の保守点検費29,040円、年1回の清掃費40,700円、年1回の法定検査費、これは先ほどと同じように5,600円で、合計75,340円となっております。

最後に、10人槽の場合、年12回の保守点検費31,460円、年1回の清掃費47,300円、年1回の法定検査費、これも法定で決まっております5,600円で、合計84,360円となっております。

以上が通常の世帯の合併浄化槽の年間経費でございます。

では、広川町の下水道料金について、あくまでもこれは平均でございます。5人の世帯で平均約62,940円、7人世帯で平均76,560円、10人世帯で96,960円となっております。

以上です。

○議長（野村泰也）

5番江藤美代子君。

○5番（江藤美代子）

この維持管理費の中には、多分、プロアの電気代とかは含まれない金額を提示していただいたと思いますけれども、いずれにしても、下水道料金よりも維持管理費のほうが高くなっていると思いますが、この差についてはどのように考えますか。

○議長（野村泰也）

環境衛生課長。

○環境衛生課長（小松朋雄）

この差につきましては、ようやく下水道が企業会計になりまして、正式に分析しております。今、広川町では合特法に基づきまして、広川衛生社1社に清掃、点検その他もろもろをお願いしておりますが、企業としての経営状況でこの料金というのが適正かどうかというのを、うちの下水道料金との今交渉中でございます。ですから、以前、9月議会で渡邊町長が回答されましたとおり、しっかりとした下水道の経営計画と決算等を分析し、やはり均衡、いわゆる均等、あるいはその点の不均衡があれば、さらなる調査等を行い、広川衛生社にある程度金額等の交渉もする、あるいは補助金等を足すというのをしていけないといけません。我々は公営企業でございます。その不均衡があった場合は、ある程度の是正はしますが、場合によっては下水道料金の改定というものにも踏み込まないといけない状況になります。

ですから、単なる補助金を支払う、あるいは広川衛生社に減免して料金を下げてもらふことによって、相手方に対して経営が悪化する場合は、我々は合特法に基づき、広川衛生社との交渉並びに企業の援助等を行わなければなりません。様々な要因もありますので、しっかりと分析の中で判断してまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（野村泰也）

5番江藤美代子君。

○5番（江藤美代子）

先ほども言いましたけど、合併浄化槽をつけただけでは河川等とか生活環境の改善にはならない、維持管理は本当に大事なものでございます。

全国的に見ると、浄化槽の維持管理について補助を出している自治体が220市町村というふうにあります。また、補修とか修理も必要になってきたりしますので、その補助をしたり、先ほど言いましたこの金額には含まれていない電気代を補助するという自治体もございます。

一番大事なのは、さっき言われた法定検査、11条検査が5,600円ということでございますが、さっき言われた不均衡を是正するという意味でも、あと、適正な管理で下水道本来の目的である水質浄化とか生活環境の改善を進めるという意味でも、ぜひ11条検査については、今、検討中ということでございますが、検討をしていただきたいというふうに思います。

この昨年6月の提案の折に、町長はこの見直し計画について説明を十分行っていくということをお話されました。また、その地域においては、その整備見直しの区域においては、手厚い補助を考えていくというふうに明言されています。財政が厳しい中での見直しですので、難しいということは分かりますけれども、例えば、合併浄化槽を早くつけて目的を早く達成するために、期限を切って補助金を変えるとか、それから、転換についても、一律の390千円と200千円ですが、この転換についても、完全撤去と埋め戻しというので金額に差をつけているところもあります。そういう細かな見直しも要るのではないのでしょうか。

財政難の中での計画見直しということですが、こういう細かなところの見直し、補助というのを検討され、さっきも申しました維持管理費の11条検査5,600円とかも十分検討すべきではないかと思いますが、いかがですか。

○議長（野村泰也）

環境衛生課長。

○環境衛生課長（小松朋雄）

議員の御指摘のとおり、渡邊町長が回答されておりました内容は、先ほど言いましたとおり、我々はようやく下水道の経営を完全に見直せる試算等を分析できる状況になりました。それに基づき、やはり先ほど議員が言われました中身をいろんな声が出てくると思います。そこは、財政から繰入れをするのではなく、ある程度歳出を抑制し、あるいは末端の下水道の施設設備、流域下水道の負担金をある程度減らしながら、どれだけが妥当な金額なのかというのを出していきたいと思っております。

ただ、むやみやたらに、今、下げました、補助金を出しますということであれば、一般会計から繰り入れる金額が増えるだけです。今、ようやく渡邊町長が提言されております歳出を抑制し、企業努力をしろという命を受けた私ども環境衛生課の職員は、しっかりとした分析で住民に説明していきたいと思っております。ですから、今度、全協で詳しい経営分析をした中身を報告させていただきます。その後、合併浄化槽等の不均衡並びにもっと下水道に接続していただきたいという推進方法等をしっかりと議論した中を提案していきたいと思っております。ですから、もう少しお時間いただければと思っております。

以上です。

○議長（野村泰也）

5番江藤美代子君。

○5番（江藤美代子）

町長が丁寧な説明をなさった場合、170,000千円もの繰入れを今現在も行っている、それも先ではまだ多くなるというふうな状況を町民に説明なされれば、町民はその見直しについては納得するとか、多くの理解が得られるかなと思います。

あとは、じゃ、この地域をどう環境浄化、生活向上につなげていくか、その対策はどのようなかというところをその地域の住民の方は本当に心配してあります。ぜひその手厚い補助という点でも住民が納得する提案がなされることを望みます。

あと次に、下水道整備区域についてお尋ねします。

この区域の今の下水道接続率は全体計画の何%でしょうか。また、整備区域での接続率は何%でしょうか。また、その地域の合併浄化槽、単独浄化槽、くみ取りの戸数はそれぞれ何件でしょうか。

○議長（野村泰也）

環境衛生課長。

○環境衛生課長（小松朋雄）

ただいまの質問でございます。

下水道整備区域内の状況でございますが、全体件数としては約3,500件、その中で合併浄化槽の設置件数としては約600件、単独浄化槽の件数が約100件、くみ取りなどの件数が約400件でございます。下水道の接続率としましては、約68%となっております。

以上です。

○議長（野村泰也）

5番江藤美代子君。

○5番（江藤美代子）

68%は全体計画の中での68%、じゃなくて整備区域、どちらですかね。

○議長（野村泰也）

環境衛生課長。

○環境衛生課長（小松朋雄）

整備区域内の下水道接続率でございます。

○議長（野村泰也）

5番江藤美代子君。

○5番（江藤美代子）

下水道に接続する場合、補助を出していると思いますけど、幾らですか。

○議長（野村泰也）

環境衛生課長。

○環境衛生課長（小松朋雄）

下水道の接続補助金につきましては、これにつきましては補助金という形ではなく、正式には水洗便所等改造工事助成制度というふうになっておりまして、これは接続を供用開始の1年以内に工事完了すれば100千円支払います。その後、2年以内に完了すれば80千円、3年以内に工事をすれば50千円という助成をさせていただいております。

以上です。

○議長（野村泰也）

5番江藤美代子君。

○5番（江藤美代子）

もう一つ、下水道整備区域は受益者負担金というのがあって、下水道に接続する人もしない人も負担するというふうになっていると思うのですが、幾らですか。

○議長（野村泰也）

環境衛生課長。

○環境衛生課長（小松朋雄）

金額につきましては、実際、いろいろ様々あります。受益者の利用状況に区分された均等割と土地の広さに応じた面積割というのがございます。この合計が受益者の負担金になります。

ただ、一応、上限額を決めておりますので、負担金はそれ以上になることはありません。

○議長（野村泰也）

5番江藤美代子君。

○5番（江藤美代子）

均等割が78,200円、1平方メートル当たり70円、200千円以内の負担というふうに条例で書いてあると思います。この負担金は下水道事業の費用の一部に充てると明記されていますけれども、支払われなかった場合はどのように対応してありますか。

○議長（野村泰也）

環境衛生課長。

○環境衛生課長（小松朋雄）

この点につきまして、我々どもの経営改善、私が来てから差押え等ができるということを知りましたので、差押えを実施いたしましたところ、滞納件数がかなり減りました。分納でも払うという状況がございます。ですから、受益者負担は今のところ全部支払っていただくような話をさせていただいております。

○議長（野村泰也）

5番江藤美代子君。

○5番（江藤美代子）

前回から環境衛生課のほうで下水道への接続を増やす、接続率を上げるために取り組んでいるという話を聞いています。それが一番大事な取組かなと思います。受益者負担金については大切な財源ですので、不公平感なく徴収を進めていただくというふうにお願いします。

あと、この見直しをしたわけですが、下水道計画を見直しをしましたが、財政的に今後はどうになる、進んでいくというふうに見ていますか。

○議長（野村泰也）

環境衛生課長。

○環境衛生課長（小松朋雄）

先ほどもちょっと説明させていただきましたが、今回は6月の全協で正式な面積等が分かりましたので、詳細に説明したいと思います。ここで説明させていただければ、江藤議員の質問の1時間を超えてしまいます。ましてやグラフ化して本当に詳しくさせていただいております。こういう現状なんですよということの説明をさせていただきますので、よければ全協での質問をお願いしたいと思っております。

以上です。

○議長（野村泰也）

5番江藤美代子君。

○5番（江藤美代子）

全協で説明するというお返事ですが、町は年間150,000千円の事業費に抑えて、負担金と事業費を賄っていく。そういうことになると、1ヘクタール当たり20,000千円ですので、年に進む区域は7.5ヘクタール、だから、18年間かかるというふうに見積もっています。

また、ここで見直しをしたとしても、令和12年度には2億円もの一般会計からの繰入れが予想されるというふうに出ています。今回の見直し、本当に町民の納得のいく見直しとは思いますが、今後も合併浄化槽の活用というか、そういう区域も増やすということも含めて、この下水道計画全体の見直しをさらに進めるべきだというふうに思います。

あと、この事業の課題は、下水道事業の目的を達成するためには、最終的には町民の各個人の判断によるしかないというところがあるのかなと思います。下水道をつなぐのも、合併浄化槽を設置するのも町民各個人の判断によるしかないということになります。町はそれが進むようにいろんな手段を講じているわけですが、今回の見直しによって個人負担額の不均等ということも生じて、これが個人の判断にも影響して、さらに難しくなるのではないかなと思いますが、このことについてはどう考えますか。

○議長（野村泰也）

環境衛生課長。

○環境衛生課長（小松朋雄）

議員のおっしゃるとおり、そういう話が出てくるとは思います。ただ、我々は現在の下水道の接続、例えば、極端に言いますと、エリア内に入った接続区域には、我々は今、新たなやり方で、2人1組でチームをつくり、目標設定をさせていただいております。加入促進です。そこで、やはり今、議員が言われたとおり、個人の主観、あるいは自分は引かないとか

という方の話も聞きますが、なぜ引かないのかという問題点もあぶり出しております。我々は民間企業と同じような考えで、やはり加入促進に向かわないといけません。

ただ、合併浄化槽を何十万円、1,000千円以上かけましたという世帯を説得するというのは、かなりの労力も要りますし、時間も要します。でも、広川町は下水道だけではなく、下水道と合併浄化槽2つを選んでしまっております。じゃ、どっちかだけでやりますかという施策はもう取れません。ただ、やはり経営改善、下水道の場合は公営企業でございます。その点は、しっかりと経営改善した中で見える化をさせていただき、その先に先ほど言った不均衡感等も含めて議論をしていかなければなりません。ですから、未加入者に対して加入促進をする、これについては徹底したチームワークでやっていきまして、やっぱり頑張ったチームにはある程度の評価等をあげております。

また、前回にもお話ししましたが、大型案件については私と副町長まで御足労いただき、説明、説得に行っております。今までにない加入促進を私はやっていると思っております。それを徹底的にやっていきたいと思っております。

また、特にひどいのは、いわゆる県が下水道と合併浄化槽の課が2つ分かれておりまして、合併浄化槽の許可を出す課は下水道の区域エリアなんて知らないんですよ。そこで、私は県のほうにお願いに行きました。下水道エリアの中に合併浄化槽がある場合は、必ず許可を出さないでほしいという徹底したお願いをしておりますが、県の方も分かる人と分からない方がいらっしゃいますので、曖昧でございます。その点は改めて下水道課と、あるいは合併浄化槽を対応する課に徹底したお願いをさせていただいております。ここでも促進をお願いしておりますので、効果はちょっと時間はかかると思っておりますが、そのような加入促進をやらせていただいております。

以上です。

○議長（野村泰也）

5番江藤美代子君。

○5番（江藤美代子）

先ほども申しましたが、下水道の接続について、町が本当に本気で取り組んでいらっしゃるということは以前から聞いております。下水道に接続しているところ、接続していないところ、そういうのが分かるようなシステムとか、例えば、合併浄化槽がどこが設置している、浄化槽の、名前は違うかもしれませんが、浄化槽台帳のようなもの、下水道台帳のようなもの、それからもう一つ、先ほどから申しておりますけど、維持管理をきちんとしているか、壊れていてもほったらかしになっているようなところはないかとか、その維持管理についての台帳という名前が適切かどうか分かりませんが、そういう個別の現状をつかむことが必要なのではないかなと思っておりますが、それはつかんでいきますか。

○議長（野村泰也）

環境衛生課長。

○環境衛生課長（小松朋雄）

まず、下水道台帳につきまして、町の場合は環境を整備した地図情報システムがあります。これで大体下水道の家庭は分かります。また、別として受益者負担金と下水道料金、2つのシステムで現状を把握しております。

今回、6月の全協で報告させていただくのは、私が広川衛生社にお願いに行かせていただ

き、紙上の地図で、ここここは合併浄化槽ですよ、汚泥処理ですよというのを一つ一つお願いさせていただき、正式な数を出させていただきました。こういった分析の中で、加入促進、あるいはその地域になぜこんなに合併浄化槽の方がいるのかというのを分析しております。ですから、紙上ではありますが、その分析はさせていただいております。

次に、浄化槽台帳ということでございますが、浄化槽につきましては、先ほど言いましたとおり、浄化槽法は県知事の、いわゆる県の条例に基づいた形での法的、いわゆる立入検査、調査等、指導等は県が県知事名で行いますので、町としましては、環境衛生課がやはり臭いがするとか、臭いとか、いわゆるそういったクレームに対して対応するだけでございますので、指導ができません。

ただ、それだけではまずいので、我々としては県が指導に行くときには一緒に立ち会いまして、ある程度、いわゆる検査を受けなさいとか指導を行います。その中で、エリア内であれば、下水道課の職員が下水道接続をお願いに行きます。その点は、どこがどういう状況かというのは詳細に分析はしておりますが、その点は詳細に把握しております。ただ、あくまでも権限はありませんので、同行している状況でございます。

以上です。

○議長（野村泰也）

5番江藤美代子君。

○5番（江藤美代子）

下水道の接続や合併浄化槽などの配置については町が分かるということで、維持管理については県のあれなので、でも、情報は共有するようにはできるのではないかと思います。県からの指導ということであると、何か遅れたり、遅くなったりするかなと思うので、県とタイアップして、適切に維持管理のほうも進めていただきたいと思います。

県と一緒に指導に当たっているという維持管理のことですが、単独浄化槽とか、くみ取りについても個別につかんでありますか。

○議長（野村泰也）

環境衛生課長。

○環境衛生課長（小松朋雄）

個別に、やはりひどいところに対しては、住民の皆さんから電話があります。それに対して対応しておりますし、県の場合は、把握するのが、広川衛生社が報告するような義務がございますので、その中で動いております。ですから、ある程度その辺は広川衛生社が県に報告した中で我々も動かさせていただくということでやっております。

○議長（野村泰也）

5番江藤美代子君。

○5番（江藤美代子）

資料を持っておりますけれども、合併浄化槽は住宅分で町内で2,049基、単独浄化槽は340基、くみ取便槽は1,547基というふうになっています。先ほどから出ております広川衛生社さんが管理ということですが、広川衛生社さんでない管理、あるいは無管理という浄化槽もあるというふう聞いております。何度も申しますけれども、下水道接続の勧誘というか、推進とともに、見直し地域では合併浄化槽の設置、整備の推進、あと、転換の推進についても現状を細かくつかんで、個別に丁寧な説明をしていく、大変だとは思いますが

も、そういう方策が求められているのではないかというふうに思います。

最後ですけど、上広川地区などでは今でも蛍が飛び交っていますけれども、町内の河川や用水路は本当に汚れています。汚染されています。一昔前には我が家の横の用水路にも蛍が飛んでいました。水遊びもできました。河川などの水質保全、衛生的な生活環境のためにも、財政のさらなる健全化のためにも、学校での環境教育とか、そういうことも含めて、町民への環境への意識を高める手だてを講じることも求められているのではないかと思います。

今回の見直しについては、水道事業全体、河川などの水質保全、衛生的な生活環境の実現のための対策などについて住民の理解が得られるよう、さらなる下水道計画の見直しと住民への丁寧な説明を求めます。

また最後に、先ほど申しましたけれども、現状をしっかりと個別に把握して、下水道に接続するときに本当に頑張っているという話、大事だと思いました。それと同様に、合併浄化槽の整備や転換の推進なども図っていただきたいなと思います。

○議長（野村泰也）

質問の途中ですが、暫時休憩して、また後をお願いいたします。

10分間の休憩を取りたいと思います。よろしく申し上げます。

午前10時48分 休憩

午前10時57分 再開

○議長（野村泰也）

全員おそろいですので、休憩前に引き続き会議を開きます。

5番江藤美代子君。

○5番（江藤美代子）

ちょうど切りのいいところで切っていただいて、ありがとうございました。

子ども医療費の助成についてお尋ねをいたします。

先ほど町長答弁にございましたけれども、資料も頂いていますが、確かにばらつきがあつてですね、コロナの関係があるかどうかちょっと分かりませんが、件数にもばらつきがあるかなと思うのですが、扶助費は年々増加をしています。その中の県補助対象分と町独自の助成分というのを分析してみるのですが、本当にこれはそこだけを比べて確かなことが言えるかどうかというのはあれですけど、例えば、令和2年と3年を比べますと町独自の助成件数は225件減っています。医療費も2,700千円減です。県が補助を始めたときですね。そして、県の補助対象の件数はどうかというと、525件増えて、県の補助対象の医療費は18,000千円増えています。これをどんなふうに見るかということですけど、私は県の助成対象、通院でいいですと多くが1,600円の範囲内で治療が完了しているというふうに見れるのではないかなと思います。つまり医療費の負担の心配をせずに受診できるようになったことで、早期受診、早期治療で重症化を防いでいるのではないかというふうに思ったのですが、これはどんなふうを考えられますか。

○議長（野村泰也）

住民課長。

○住民課長（前田武博）

県の助成拡大に伴いまして負担の額が変わっているというところですけども、令和2年、令和3年につきましては、コロナによる受診控えとかもあったので、それに毎月の受診内容

も個別に違いますので、一概に比較はできないかと思うんですけども、確かに県の助成が拡大したところで町の助成も拡大したところですので、ちょっと具合が悪くても様子を見ようかなというところが、無料だからかかろうかというふうに医療費が多くなった部分はあるかと思えます。

○議長（野村泰也）

5番江藤美代子君。

○5番（江藤美代子）

町長答弁の中で、県内で18歳年度末までの医療費助成は8自治体というふうに言われました。全国的にはどのような状況でしょうか。

○議長（野村泰也）

住民課長。

○住民課長（前田武博）

全国的にもそれぞれの自治体ごとに詳細は確認してみないと分かりませんが、所得制限や一部自己負担があるところ、全額自己負担無料のところと様々ですけれども、18歳まで、中には24歳まで助成しているところと、私ども広川町と同様に15歳まで、あるいは12歳までと、自治体によって対応は様々なところでございます。

○議長（野村泰也）

5番江藤美代子君。

○5番（江藤美代子）

全国的に見ますと、中学卒業の年度までというのが一番多い60%を超えているかな。先ほど課長が言われましたように、一部負担とか所得制限とかもありますけど、60%ぐらいは中学校卒業までというふうなのが多いかなと思いますが、厚労省の乳幼児等に係る医療費の援助調査というのがありまして、それは通院の18歳年度末まで助成の自治体、すみません、所得制限や一部負担というのはちょっと見ていませんけれども、それが2016年は138件、2017年474件、2018年586件、2019年659件、2020年733件、2020年に至っては全体の4割が18歳年度末までの助成を何らかの形でやっている。この5年間で5倍というふうに一気に伸びている。これだけ要求が大きい、効果があるということだと思います。

もし広川町で高校卒業までの医療費助成を行った場合、医療費予想額16,000千円というふうに答弁がありましたけど、人数的には何人ぐらいですか。

○議長（野村泰也）

住民課長。

○住民課長（前田武博）

町長答弁にありましたおよそ16,000千円という試算につきましては、医療費のデータでいきますと国民健康保険分しかありませんので、その高校生1人当たり29千円、30千円弱ぐらい医療費がかかっておりますので、それに令和3年度の高校生の人数539人を掛けまして、およそ16,000千円程度の扶助費が増大するのではないかというあくまでも試算であります。

以上です。

○議長（野村泰也）

5番江藤美代子君。

○5番（江藤美代子）

先ほどから言いますように、中学生卒業年度までの完全無料化というのは、本当に県内ではトップクラスの状況といってもいいものではないかなと思います。本当に保護者の経済状況によって子供たちの医療に差ができてはならないと思います。生活困難世帯ほど虫歯の有病率が高いというデータもございます。確かに現在でも、先ほども糸島から引っ越してきた小学生を持つお母さんが、医療費が無料で本当に助かりますというふうに言われたんですけども、確かに進んでいるといえば進んでいると言えますが、ぜひ全国の流れに乗って、県内でもトップクラスの医療費助成をさらに高校卒業まで拡大していただくことを求めます。

○議長（野村泰也）

副町長。

○副町長（飯田潤一郎）

子育て支援ということを考えて、あるいはその子育て支援の際に家庭の経済的な格差によっていろんな問題が生じないようにという様々な視点がございすけれども、これは医療費のみならず、例えば、子育て支援といった場合には、保育所の充足、あるいはその保育料をどうするのか、あるいは学校に対してどれだけの教育環境をつくり上げていくのか、様々な観点から検討した上での、私たちは医療費をどこまでするのか、保育料をどこまで下げるのか、あるいは学童保育をどうするのかという観点から検討しておる中での今の状態です。ですから、医療費無料化の年齢を引き上げることだけで子育て支援というものをやはり考えるべきじゃないと。総合的な観点から実際やっているわけですから、それをどうするのかということは、やはりそれぞれの項目を見ながら、さらに全体を包摂した中での政策というのを進めなければならないというふうに考えております。

○議長（野村泰也）

5番江藤美代子君。

○5番（江藤美代子）

副町長がおっしゃることは十分理解しております。その中でも医療費助成拡大というのは重要な項目ではないかということで提案をいたしました。今後検討をしていただくことを求めて、質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（野村泰也）

次に、3番竹下英治君の登壇を求めます。

○3番（竹下英治）

先ほど議長から、今回、国政選挙の日程が決まったというお話があったんですけども、今回の国政選挙について、いつもよりちょっと違うなと思っていることについては、結構憲法9条の改正論議がかまびすしくなっているなというふうに感じています。憲法9条には国際紛争を解決する手段としては武力行使等はしないという立派な内容が含まれているわけですが、幾ら立派な憲法を制定しても、いわゆるその対象となる外国には何ら影響を与えないんだというような常識があるということは、もう自明の理だと思います。

最近、報道によりますと、ウクライナ事案を基に憲法9条を改正すべきだというような声がちよっと勢いを増しているというような話があったんですけども、今までずっと検討する期間があったのに、一つのウクライナ事案をもってそれに走るというのは、私はちょっと短絡的かなというふうに考えています。片や戦後の日本の平和は9条のために守られてきたんだと、今後一切この9条は改正するのは駄目だといって、いわゆる防衛議論をしないとい

うことについては、僕は非常に無責任な話だと思って、驚くばかりでございます。一番重要なのは、やっぱり国際情勢が今どうなっているのかということをしかりと見極めた上で、我が国が今後どういう外交防衛の道筋を取っていくのかということを見極めた上で、おのずと憲法はどういうふうになればいいのかという後づけでできるのかなど、こういう手法が今求められる時代になっていると思います。こういう手法については、ちょっと強制的ですけれども、地方行政も全く一緒に、環境がいかに変化しているんだということを見据えながら、新たな施策、そういうことをやっていくというのは全く同じだろうと思います。そういった地域の環境がいかに変わっているのかに町の行政がちゃんと対応できているのかという観点から、まず町長には3つほど質問させていただきたいと思います。

まずは障害者の就労について質問させていただきます。

社会構造の変化、あと時代の流れによって、結構障害者というものに対する対策が私はますます大切になってきているのかなどと思っています。法律においては障害者総合支援法によって、各自治体は障害者の基本的人権を尊重して、それぞれの方の自立、それと生活、それに関する支援を自治体の責任と、それを支援することになっていると思うんですけれども、広川町においては、それに係る事項はどういう状況にあるのかと。これについては私もちょっと勉強不足なので、丸い質問の仕方になるんですけれども、お答えいただきたいというふうに思います。

2つ目は、ちょっと池尻議員がお尋ねになられた部分に関係するんですけれども、この前、議員配付された何か小雑誌をもらったんですよ。その中で、何か福岡市長かどっかの市長との対談形式で、首長が、いわゆる公務員に求める新たな資質として、イノベーティブな資質を持った人だというような文章があったと思うんです。それはやっぱり環境が変わっているもので、従来のやり方がそれだけの是非ではなくて、やっぱり新たな状況を見据えてしっかりと必要な施策を取っていくような役場の職員の方が求められているというようなことに換言できるというふうに思います。もって入庁から退職されるまで役場職員の方は約40年間を過ごされるわけですけれども、その間の役場職員のキャリアに関する管理、これはどのようになっているのか。特に、町長には現状満足のいく状況になっているのかということについてお尋ねをしたいというふうに思います。

もう一つは、町を計画的に発展させていくための都市計画マスタープラン、まさに今策定中、新たに作成中ということなんですが、現行の都市計画マスタープランについては、平成11年、前の高鍋町長のときにつくられたやつが現行のマスタープランでありまして、もう二十数年たっているんですよ。なぜ今この都市マスが策定を新たにされているのか、そのトリガーとなった根拠は何かについてお伺いをしたいというふうに思います。

あと2つ町長にはお尋ねしますけれども、これについては過去にも私は質問した事項なんですけれども、私の聞き方が悪かったのか、明確な回答を得ていませんので、この場を借りて2つほど質問させていただきたいと思います。

1つは、江藤議員も先ほど下水道の話をしていましたけど、この下水道の整備についてであります。

町長は見直し、20%面積削減をするというときに、これは全て自分の責任だというふうな言葉で明言されたわけですけれども、この前、その責任とは何でしょうかとお伺いしたら、今後も継続して説明していくことだということをおっしゃいました。多分、私の質問の意が

うまく伝わっていなかったと思うんですが、私が伺っているのは、その説明の内容、特に、今回は企業会計になったという担当課長の御説明が先ほどあったんですけども、会計をどのような形にすることが町長が果たされる責任なのかというようなことでお教えいただきたいというふうに思います。

あと一つは、上広川校区の、いわゆる過疎対策の中の一環として、3号バイパスに絡んで上広川小学校の建て替えをお考えいただいて、これはある意味、ありがたいことだと思っているんですけども、国に公共用地の供出をおっしゃったときに、今でもいいんですが、建て替え地の腹案を持っておられるかどうか、これはイエスかノーかでお答えいただければというふうに思います。ぜひそこはそれだけで結構でございます。

それともう一つは、これは直接町長にお尋ねしていなかったのですが、るる今まで発言をさせていただいたことで、上広川校区にある、いわゆる移住者用の体験宿泊施設であるOrige（オリゲ）、それと、物を発明、人を育てるHodoku（ホドク）だったですかね、これが本当にちゃんと活用されているのかどうかについて町長のお考えをお伺いしたいというふうに思います。

町長については以上です。

あと、教育長に2つほどお尋ねさせていただきたい。私、必ず教育長には質問しますので。

まず今、この前、議会であったように、4つ学校がありますけど、プールの持ち方、水泳のプールですけど、これについてそれを検討されるということなんですけれども、そもそも児童・生徒の水泳教育の意義、これを教育長はどのように考えておられるのか、教育長のお考えで回答をいただきたいというふうに思います。

それともう一つは、一昨年前に関係法律の一部改正されて小学校の学級の35人体制が進められているわけなんですけれども、本年度は第3学年を対象に努力を傾注すべきだという年度になっていると思いますけれども、一生懸命頑張っておられると思います。一部まだ未完のところはありますけれども、そもそも少人数学級というのがなぜ必要なのか、何が問題だったのかということについて教育長からのお考えをいただきたいと思います。

ちょっと項目が多くて一つ一つについては大ざっぱな説明になったんですけども、以上です。あとは質問席にてお伺いをしたいと思います。

○議長（野村泰也）

町長。

○町長（渡邊元喜）

竹下議員の質問にお答えいたします。

障害者の就労についてですが、広川町における障害者手帳の所持者数は、令和4年4月1日現在1,220名となっています。その中で、正規、非正規合わせ、およそ1割の人が一般企業や自営業等により就労しており、そのほか、障害福祉サービスの就労移行支援及び就労継続支援の利用者は97名となっています。

障害者の就労への支援につきましては、福祉課窓口等での相談支援のほか、基幹相談支援センターや障害者就業・生活支援センター、ハローワーク等において、相談対応や同行訪問などの就職活動の支援を行っています。

町の障害福祉サービスにおける移行支援や継続支援の事業所数は充足しているものの、障害者を雇用する一般企業の増加に向けた取組が課題となっています。障害者雇用促進法での

法定雇用率の引上げや雇用助成金の拡大により、雇用障害者数は年々増加しているものの、中小企業における雇用は伸び悩んでおり、雇用拡大及び雇用促進事業を行っている県やハローワークとの連携を図りながら、就労の受入れや職場の理解を促進する必要があります。

町では、このような状況を踏まえ、また、第6期広川町障害福祉計画に基づき、一般就労への移行支援や継続支援、相談体制の充実に取り組むとともに、広川町障がい者等自立支援協議会の専門部会として、就労支援ネットワーク部会を設置し、課題の抽出や対応策の検討を行い、事業所における支援力の向上に取り組んでいます。

今後も関係機関との連携を深めながら、障害者が働きやすい環境の整備と就労の支援に取り組んでまいります。

次に、職員の人事管理についてですが、職員のキャリアパスとして明確に定めているものはありませんが、職員の人材育成基本方針を定め、それに基づき研修計画を作成しております。

職員の研修について、新規採用時、経験5年程度の段階、係長昇任時、課長昇任時に福岡県市町村職員研修所の階層別研修を受講させております。新規採用職員に対しては広川町による研修も実施しております。また、現在の職の専門性を高める専門研修の受講により、資格の取得、スキルアップに努めております。

職員の昇任についてですが、管理監督職である係長級、課長補佐級、課長級への昇任においては昇任試験は実施しておりませんが、人事評価や面談の内容、取得している資格、専門性の熟度をはじめとする職員の経歴及び職員アンケートによる本人の希望など、様々な要素を勘案した上で、昇任及び配属先を決定しております。

次に、下水道整備についてですが、令和元年度より特別会計から地方公営企業法を適用し、公営企業会計に移行しました。それにより経営状況の明確化と適正な財産管理ができ、健全な下水道事業の財政運営を図り、経営改革や効率化を進めることができました。今後は下水道会計の企業会計複式簿記の損益計算書、貸借対照表などを分かりやすく町民の皆様へ伝え、下水道経営の見える化を行い、様々な意見を聴取して、これからの公共下水道の在り方を協議してまいります。

私の責任ということですがけれども、責任の取り方はいろいろあります。時、あるいは事柄によって責任の取り方というものはいくつかありますけれども、今回の下水道整備についての私の責任は、この下水道計画を取りやめて合併浄化槽に替えるという、これはどうしてそういうことになったのかということ詳しく納得のいく、理解のいくように説明するのが私の責任だと考えております。

次に、都市計画マスタープランについてですが、都市計画マスタープランは、都市計画法第18条の2に規定される市町村の都市計画に関する基本的な方針であり、住民に最も近い立場である市町村が、住民の意向を反映させながら、身近な都市空間の充実や地域の個性を生かしたまちづくりに向け、土地利用の在り方、道路や公園、住宅づくりなど、都市計画に関する基本的な方針を定めるものです。

今のマスタープランは平成11年に作成しておりますが、本町を取り巻く情勢はその頃から大きく変化していることから、今年度の改定を目指しております。特に、国土交通省の諮問機関である社会資本整備審議会の九州地方小委員会では、国道3号バイパスの必要性を示しており、バイパス化の実現に向けて調整を進めております。国道3号バイパス化と併せ、周

辺土地利用の考え方を示す必要性もありますので、今回の改定を進めているところです。

上広川校区の過疎対策推進についての質問でございますが、上広川小学校の建て替えについての御質問にお答えします。

上広川小学校の建て替えについては、現時点において時期や場所も含め何も決定しておりません。全くの白紙状態です。ただ、耐震工事は実施済みとはいえ、築40年から50年が経過している棟もあることから、財政状況等も勘案し、しかるべき時期には改築に向けた協議を進めてまいります。

規模については、入学児童見込み数の動向や上広川校区振興策の進捗状況、小規模特認校制度の利用状況や特別支援学級に通う児童数の推移などを考慮して、それに相応する規模の学校を建設したいと考えます。

広川町移住定住促進センター兼滞在交流施設Orige及び広川町ものづくり研究所Hodokuの活用について御説明いたします。

まず、Origeについてですが、これは空き家を活用して、短期滞在ができる宿泊施設として、なおかつ移住相談や地域との交流もできる施設として、平成30年度から運用しております。当初2年間は町の直営施設として地域おこし協力隊員と定住支援員が運営に当たり、一般の宿泊者の受入れのほか、お試し居住制度を創設し、移住希望者の積極的な受入れに取り組んできました。令和2年度からは、運営に当たっていた地域おこし協力隊員が起業した法人を指定管理者として、公設民営型の運用に変更しています。指定管理によって柔軟な創意工夫に基づく運用に取り組んでいただき、地元の織物業者と連携したワーキングステイ事業が始まりました。これは地元の事業所にOrige滞在者の短期的な仕事体験を受け入れてもらうもので、体験者と受入れ側とのマッチングがうまく合えば、雇用につながる可能性もあります。移住希望者が自分に合った仕事を見つけることができれば、移住のハードルはぐっと下がります。一方で、人手不足で悩む地元事業者にとってもメリットがあります。

このようなOrigeにおける取組を経て、これまでの4年間で延べ宿泊者数は591人となっており、うちお試し居住制度による滞在者は37人、ワーキングステイ事業の利用者は6人となっています。また、Origeで受け付けた移住相談件数は92件で、宿泊者のほか、県主催のオンライン移住相談会にも積極的に参加して、移住希望者とのコミュニケーションや広川町のPRに努めています。その結果、これまでに7世帯11人が移住されました。そのうち、お試し居住利用者が4世帯5人、ワーキングステイ利用者が1世帯1人となっていて、これまでの取組が一定の成果を上げているものと考えています。

次に、平成29年度に設置しましたものづくり研究所Hodokuにつきましては、旧上広川駐在所の活用策として、広川町の農産物や伝統工芸などの地域資源を活用し、新たな価値の創造を図るために行う活動の拠点として改修した施設です。これまでに菓子製造・販売業による創業を希望する人や、総菜や弁当製造業で創業を希望する人の短期的な利用事例や、農産物生産者等による商品開発の場として活用していただいております。現在はコロナの影響もあり利用者がいない状況ですが、今後も地域資源を活用して新たな取組を起こしたいという人、物づくりを応援する拠点として活用を推進してまいります。

以上でございます。よろしく願いいたします。

○議長（野村泰也）

教育長。

○教育長（富山拓二郎）

竹下議員の御質問に対して回答させていただきます。

まず、水泳教育についてでございます。

水泳教育につきましては、日本は周囲を海に囲まれており、また、河川も多いことから、特に夏の時期は水難事故が多く発生しており、命を落とす児童・生徒も少なくありません。水泳の授業においては、まずは水の中で運動するという非日常を体験させて、水に慣れるということが大切であると考えております。水の中での運動を通じ、浮力、水圧、抵抗という水の特性を体感し、陸上における各種運動と違う点を理解させることが重要です。水の危険から命を守るという観点から、水泳教育は大変意義あるものと考えております。各小学校においても着衣水泳を実施し、その着衣水泳を通して体感させるような取組を行っております。

また水泳は、続けて長い距離を泳いだりすることで、全身の持久力や身体の調整能力等を養うことが期待できます。水泳の授業を通じ、児童・生徒各自が自身に適した泳ぎを見つけることは、生涯スポーツや健康づくりといった観点からも重要であると考えております。

今後も学習指導要領にのっとり、水泳教育を適切に実践してまいります。

また、少人数学級についてお答えいたします。

広川町では平成28年度より地方創生事業に基づき、きめ細やかな教育の実践のため少人数学級を行っております。国も公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の一部を改正する法律の施行により、学級編制の標準を引き下げることとしました。

少人数による学級編制は、担任が児童一人一人に目が届きやすいなどの長所があります。分からない箇所を細かく教える場合や、配慮を要する児童への対応などにも大変向いております。一方、合唱コンクールなど集団による学校行事や学習活動については、他者と協働し切磋琢磨する力などを育むために、一定の集団編成もまた必要であると考えます。主体的な学びと協働的な学びが両立する児童数が理想であります。

ただ、少人数学級の現状についてはこれまでも度々報告しておりますが、令和2年度以降、常勤講師の確保ができず、配置できていない状況です。そのため、非常勤講師や学校教育支援員、特別支援介助員を配置し、きめ細やかな教育環境の整備を図っているところです。また現在は、特に個人の到達度の差が大きい算数科を中心に習熟度別によりクラスを分けて、個に応じた少人数での授業を行っております。

少人数による学級編制には多くのメリットがあります。今後も引き続ききめ細やかな教育を図るため、少人数学級の実施に取り組んでまいります。

以上で答弁を終わります。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（野村泰也）

3番竹下英治君。

○3番（竹下英治）

障害者の就労継続支援について更問いをさせていただきます。

町として、やっぱり就労しようとする意欲がある方に対しては、いろんな認定とかは県の権限であるとしても、その実態をつかんで、その方の希望がかなえられるように工夫するというのは大切かなと思うんですが、その切り口の観点から、町としては十分そういうことがやられているかどうかということについてちょっとお答えいただいてよろしいでしょうか。

○議長（野村泰也）

福祉課長。

○福祉課長（才所潤一）

先ほど町長答弁のほうにもございましたが、町としまして就労系の障害福祉サービスのほうを実施しております。現在、町の利用者数が97名、ただ、事業所の定員というのは167名ということでございます。過去の実績や今後の推移等を障害福祉計画のほうでまた検討いたしておりますが、計画数としても114名というところで、現在のところは障害福祉サービスのほうでは充足はしていると考えています。ただ、一般企業ですね、一般企業といいますと大企業から中小企業、零細企業等、個人事業主等ございますが、そちらのほうでのやはり就労というものがまだまだ今後課題となってきておりますので、その部分については、さらに今後検討が必要なのではないかと考えております。

○議長（野村泰也）

3番竹下英治君。

○3番（竹下英治）

数とかはふだん聞きますので、あんまり数はおっしゃらなくて結構です。

それで、先ほど言ったように、私は本当に勉強不足なんですけど、A型就労に入ったら大体80千円から100千円弱なんですよね、賃金が。B型の工賃は10千円あるかないか、月の収入がですよ。やっぱりそういうのを考えますと、ある程度、法律にいうテンション以上にもうちょっと障害者の方の自立支援については自治体で努力すべきかなというふうに感じています。例えば、仕事を請け負い、仕事がどんなのがあるかということ、御承知でしょうけど、請負事業であるとか、施設外の手業であるとか、食品加工、印刷、いろいろ手工業とかあるんですが、何か町でそういうふうな仕事をある程度開発してやる、提供してやると、そういう事業所等にですね、そういうことは可能なのでしょうか、そういうのを教えてください。

○議長（野村泰也）

福祉課長。

○福祉課長（才所潤一）

まず、就労継続支援事業所の工賃の件ですが、先ほど申されましたA型事業所につきましては、雇用契約に基づいた賃金ということになってきますが、B型事業所については工賃ということで、やはり県平均でも10千円台半ばということで、かなり安い工賃となっています。ただ、こちらにつきましては、県において平成19年度に工賃倍増5か年計画が策定されておりまして、現在は令和3年度から3か年の第4期福岡県工賃向上計画により取り組んでおりまして、令和5年度に県平均20千円を達成することを目標に具体的な方策推進がなされておるところです。

それから次に、町として調達というところの部分なんですけど、広川町におきましても障害者施設等からの物品の調達の推進というところで、障害者優先調達推進法に基づいて障害者就労施設等から物品及び役務の調達というものを図っております。こちらの内容につきましては、印刷業務でありましたり、簡易な労務、清掃でありましたりというところで、大体毎年1,000千円程度の実績が上がっているところでございます。

○議長（野村泰也）

3番竹下英治君。

○3番（竹下英治）

いずれにしても、一時期は高齢者対応というのが10年とか15年前、20年前からはやっぱりそれが課題であったと。まだ不十分なところがあるかもしれないけれども、大体いろんな施設の話とか制度的な話が整ってきたのかなと思うんですけれども、今後はこの障害者、町長答弁にもありましたように、約1,200名の方が障害者手帳とかをおもらいになっているんですが、それ以外にもこの障害者の定義というのがですね、法律上はありかもしれないけれども、実際その就労するのに困っておられる方はおられるかもしれないので、県でのそういう一個一個の個別的な確認というのはなかなか難しいと思いますけれども、広川町の行政としてもやっぱりそういうふうな、なかなか仕事に就けない障害者等の方々がまず仕事に就けること、それで、なるべく賃金、それと工賃を上げるような何かそういうふうな配慮をいただけたらなと思います。これについては私もまた今後勉強して、またいろいろと提言をさせていただきたいと考えています。

障害者については以上です。

次に、職員の人事管理について質問させていただきます。

これについては、まさに池尻議員が質問されたときに、現政策調整課長からるる御説明いただいているいろいろなことは分かったんですけれども、広川町の人材育成基本方針というのが、これは平成25年に頂いた資料なんですけれども、作成されているんですね。町長が御答弁の中にも時代が変わってきているというような言葉もあったと思うんですが、今まで見直しは必要なかったのかということをお伺いしたいと思います。

○議長（野村泰也）

政策調整課長。

○政策調整課長（丸山英明）

議員御指摘のとおり、現在の人材育成基本方針については平成25年作成で、その改定の必要性については、個々軽微な部分ではあつてきておると思います。その中で求められる職員像等とも変更なり重点的な部分に変化等もしてきておるかと思っておりますので、この部分については今の現状に合わせた育成基本方針について改定をしていきたいと考えております。

○議長（野村泰也）

3番竹下英治君。

○3番（竹下英治）

今の基本方針なんですけれども、その中を読ませていただくとキーワードとしてやる気の醸成というのがよく出てきます。それと、職場組織の風土、これをよくするという、この辺はなかなか言葉にするのは難しいと思うんですけれども、こういうふうな実績を上げるためにも、課長とか、課長になられた方とか、町長等の何か話、そういう講話ですね、そういうのが私は必要かと思うんですけれども、そういうのはやられた実績はあるんでしょうか。

○議長（野村泰也）

政策調整課長。

○政策調整課長（丸山英明）

町長なり管理職からの研修講話という実績はございません。

○議長（野村泰也）

3番竹下英治君。

○3番（竹下英治）

そのほかにも人材育成環境の整備という項目があって、そこでは課ごとの朝礼をやる。あと、職員提案制度を確立して勉強会をやって、ある程度成果が出たら発表会をやるということがうたわれているんですけども、こういうことがやられた実績はありますか。

○議長（野村泰也）

政策調整課長。

○政策調整課長（丸山英明）

朝礼を毎日行っているかどうかは把握しておりませんが、その日の職務の遂行、調整なりというのは課単位で連絡調整を行っておると思います。

それから2点目、職員の提案制度でございますけれども、これにつきましては、コロナ禍でちょっと2年ほどできておりませんが、新人職員をグループ化しまして、調査研修いたしまして、新人職員が考える提案の発表会を実施してきております。そのほか、各職員に自主的な自主研修、これもちょっとコロナ禍で調査に出向いておりませんが、先進地等の調査を行いまして町の課題への提案等を調査研究してきた実績がございます。

○議長（野村泰也）

3番竹下英治君。

○3番（竹下英治）

ある程度ですね、まさにこの方針によって、先ほど政策調整課長から御説明いただいたこと、いろんな研修も設定されているし、それぞれのレベルになったときの研修というのにもコロナの影響もあるにせよ参画されているということなんですが、やっぱりちょっと先ほども話していましたが、一般企業への研修とか、多分数か月単位が必要だと思うんですけども、ぜひそういったやつも、見直しをされるということであったので、そういうのも、例えば、銀行とか、その辺にもありますよね。地銀あたりがいいのかなと私は思うんですが、非常に接客とかが厳しいなという切り口では、そういうこととかを検討いただければなというふうに思います。

いろんな研修計画がされているけど、キャリアパスというふうにあえて使ったのは、やっぱり入庁されてから退職されるまでにどういうキャリアを積んで、役場で上がった方がやっぱりいろんな資質を持って退職されるというところまで目指した管理をするという意味で、ただ、人材育成基本方針というか、キャリアパスだというような概念で、この人は抜けていないか、この教育が抜けていないかと、そういったことをやること及び先ほどから申し上げているように、例えば、町長講話であるとか、日々の朝礼であるとか、研究研修結果の発表会であるとか、お忙しいとは思いますが、それが資質を上げることによって業務に返ってくると思いますので、ぜひ組んでいただきたいことを提案して、次の質問をさせていただきます。

都市計画マスタープランについて質問させていただきます。

町長御答弁のとおりなんですが、高鍋元町長の平成11年4月。前、僕は一般質問したときに、土地の利用計画は何で定められていますかと言ったら、総合計画の土地利用計画の表を御説明いただいた記憶があるんですけども、この高鍋元町長もこれは約20年を目指してつくっておられるんですよ、20年後の将来。ということは、文章にもありましたけれども、見直しはやっぱり平成25年あたりにですね、タイミングだけではなくて情勢の変化というのは町長がおっしゃったとおりなんですけれども、見直しが遅いんじゃないかと。二十何年も

この時代に都市計画マスタープランを改定しないのはちょっといかがかと思うんですが、町長、御意見をいただいてよろしいですかね。

○議長（野村泰也）

町長の意見。町長。

○町長（渡邊元喜）

いろいろと検討をして都市計画の見直しをやろうという話は何回も持ち上がってまいりましたが、そういった中で、今まで国道3号バイパス等に長いこと陳情、要請等をいろいろやってきております。これが実現できなければ、また都市計画もなかなかそこに入れることができないんじゃないかということで延び延びになってきた経緯があります。できなかったのは申し訳なく思いますけれども、まず、インターチェンジの南側から話が持ち上がってきたんですけれども、ここでも幾度となく検討いたしました。唐尾線ですか、この道路の新設がなかなかできない。それならばこの渋滞をどうするかと、3号バイパスがいいだろうと、そういったことを考えてやってきておりました結果として都市計画はできておりません。

しかし、私が思いますのは、都市計画がどのような計画になるかということになりますけれども、やっぱり久留米市などの大都市のような都市計画にはこの広川町は不向きじゃないかということで、部分部分の計画を、やっぱりそのためには道路ができるという決定がなされた後にやっていくべきじゃないかということでこういうことになっております。

○議長（野村泰也）

3番竹下英治君。

○3番（竹下英治）

2つほど質問させていただきましても、現行の都市計画マスタープランによると、3号バイパスというのは、上広川間を抜ける道路は概念としてあったみたいですが、3号バイパスというよりは——賛成ですよ、私は3号バイパスに賛成ですが、造り込み方については意見がありますが、というよりは、いわゆる柳川広川線、西に向かうそちらのほうが必要だということを現行プランではうたっておられます。こちらはどうなっているんでしょうか。

○議長（野村泰也）

建設課長。

○建設課長（樋口信吾）

当初、広川インターチェンジが開通した折の計画ですので、その当時はインターの取付け部分はやっぱり県道であるべきだというふうな話があります。それを受けて、県道の三瀬上陽線がバイパス化されました。そのバイパスの計画時にどういった道路にするのかという議論がなされ、当時は有明海沿岸道路に接続するような広域道路を造るという話で進められております。その形でこの計画については上がっているということです。

○議長（野村泰也）

3番竹下英治君。

○3番（竹下英治）

課長、了解しました。

そういう状況の成果があったら、まさに都市計画マスタープランも、やっぱり私の概念からいうとつくり替えるべきだなというふうに思います。この都市計画マスタープランという

存在意義なんですけれども、まず総合計画があるわけですよね。総合計画を実現するための都市計画マスタープランがあって、そのマスタープランから私は一つ一つの政策、施策が出てくるというのが一般町民としての常識かなというふうに考えるんですけども、今回策定されるについて、先ほどの町長答弁があったように、3号バイパスの実現性が見えてこないとなかなかつくり替えることができないと、ちょっと詳しい表現ぶりは忘れてしまったんですけども、本当にそうなのかと。であれば、今回都市計画マスタープランを策定されますけれども、そもそもこれの策定の意義は何ですかというふうにあえてもう一回質問させていただきたいと思います。どなたが回答されても結構です。

○議長（野村泰也）

建設課長。

○建設課長（樋口信吾）

策定の意義については、やはり都市計画マスタープランですので、将来の町の姿を展望し、その実現に向けた道筋を立てるための計画だと思っています。

○議長（野村泰也）

3番竹下英治君。

○3番（竹下英治）

いずれにしても、私がちょっと別の切り口からいうと、こういうふうな都市計画では土地が動くことが大体連動するので、だから、やっぱり計画をつくったら、ひとしく町民に情報提供すると。いろんな仮に営業活動があるとすれば、そこはやっぱり民主主義の世界ですから、イコールの世界で同じ条件で競争をしていただくということにもまた影響すると思いますから、そういうふうな観点からも今回策定される都市計画マスタープランは背景も含めてしっかりと町民に御説明をいただきたいというふうに思います。

次、行きます。

下水道整備についてなんですが、これは端的に結構です。町長、責任の取り方で会計の形、金額、例えば、一般会計のいわゆる繰入額、この辺をどういうふうにすることが、下水道がちょっとこういう理由でできませんでした、だから合併浄化槽ありきにしますという説明はいいとして、下水道会計をどういう形にすることが町長の責任を取られる形なのか、こういうことを説明していただいていいですか。

○議長（野村泰也）

町長。

○町長（渡邊元喜）

私は下水道会計をどうするかということで責任を取るという話はしておりません。私はこの下水道計画を変更することに町民の皆さんが納得していただく、理解していただく、そのためには、今、環境衛生課長、検討していただいておりますけれども、財政的な問題、工事の問題、それから、年月の問題等を説明しながら、理解と納得してもらうように私は責任を持って説明いたしますということです。

○議長（野村泰也）

3番竹下英治君。

○3番（竹下英治）

質問を換言いたします。一般会計からの繰入れが170,000千円ほどあったことは御説明を

受けて、この前の令和2年度の監査報告、9月定例会かな、あんときも監査の方にちょっと質問したんですけれども、私としては真っ当な回答をいただかなかったんですけれども、この170,000千円、これをどのように、多分減らす方向に努力されると思うんですが、どのようにしたらいいとお考えでしょうか。

○議長（野村泰也）

環境衛生課長。

○環境衛生課長（小松朋雄）

一般会計繰入れにつきましては、以前、光益議員も中身は何かという形を言われました。極端に言いますと企業債と利息ですね。結局、工事を続けるとそれなりの起債関係の利息と起債が上がってきますので、そこをまず抑制していかないと料金を上げないといけないという議論になっていきますので、その観点からの軽減計画でございます。

以上です。

○議長（野村泰也）

3番竹下英治君。

○3番（竹下英治）

課長、了解です。その内容はもう何回も教えてもらっていて承知しています。

いずれにしても、この下水道会計、170,000千円の繰入金というのは、一つ言えば受益者負担という観点からも、一般論ですが、やっぱり減らすべきかなということで、なるべく少なくなるように、今後検討されるということなので、まさに今後御説明があることをもう一回聞いて、また質問させていただければ質問させていただきたいと思います。

上広川校区の過疎対策推進についてなんですが、町長の御説明は分かりますよ。代替地の計画はない。だから、僕は町長に前申し上げたんですが、国の権限とか、計画とか、そういうのは具体的な案があつてお金もついていると、それが計画なんで、私が聞いているのは、福岡国道事務所に対して正式な文書で公共用地の供出を申出、あれは依頼文書か何かだったと思うんですけど、出されたわけだから、常識的にいうと小学校が将来なくなったら困りますよね。ですから、一般的にいうと腹案を持つのかと私は思うんです。その腹案をお持ちだったのかということをお伺いしています。計画がないのは承知ですよ。よろしく願います。

○議長（野村泰也）

町長。

○町長（渡邊元喜）

腹案等をお答えするような案は持っておりませんが、この学校をもしも3号線が通るならばどの辺にしようかと、この辺がいいだろうか、あの辺がいいだろうかという話は幾つもあります。しかし、どこだということはまだ決定とか、そういうことは全くしておりません。

○議長（野村泰也）

3番竹下英治君。

○3番（竹下英治）

分かりました。ただ、幾つもありますというか、上広川校区でそげんいっぱい幾つも候補が出てくるのかなと、素朴な梯出身の私としては思うんですけれども、これについてはまた

更問いをさせていただきたいと思います。

最後に、町長、Orige、Hodokuは今後も必要でしょうか。

○議長（野村泰也）

町長。

○町長（渡邊元喜）

私は必要だからつくってきております。ですから、ただ、使用方法、運用方法を考え直すところは考え直していかなければと思っております。

○議長（野村泰也）

3番竹下英治君。

○3番（竹下英治）

ぜひ使用方法をどのように考えたかについてはお伺いをします。ただ、移住・定住というよりは、今は関係人口を増やそうというのが全国的な風潮なんですよ。ですから、まさに使用方法を変えるということについては賛成でございますから、どのように決められるか、今後お教えいただきたいと思います。

ちょっと時間がぎりぎりになって、教育長にお伺いさせていただいていいですか。

教育長の御説明で大体理解はしたんですけども、一部ちょっと抵抗があるのは、児童・生徒が長距離の遠泳をやっているんですか。健康のためには持続力、体の調整力とおっしゃったんですが、長距離の遠泳をやっているんでしょうか。

○議長（野村泰也）

教育長。

○教育長（富山拓二郎）

小学校ではやっておりません。中学校である程度体力がついて、中学校3年生の段階で少し長く泳ぐ教育、それをそれぞれ選択させていく。泳法を多く学ぶ、あるいは長く泳ぐというふうな観点で水泳教育を行っております。

○議長（野村泰也）

3番竹下英治君。

○3番（竹下英治）

先ほど教育長が浮力、あとは水圧、もうちょっと言ったら抵抗か、そういうのを小学生は特に肌で感じるのが大切だ、私もそれは分かります。最近の事例からいうと2014年の韓国のセウォル号事件、これで300名以上の方が亡くなられて、その中に高校生の修学旅行者がいっぱいたんですよ。多く亡くなられたんですが、韓国ではそれまで学校教育で水泳を教えていなくて、9割の人が金づちだったということなんです。よく僕は分かるんですよ。あれには違法な船の改造をしたり、そもそも船長等が自分の職務を果たさなかったり、いろんな原因があるんですけども、多く亡くなった。1つは、やっぱり海が怖くて高校生自体が——実際に泳げる子は助かっているんですよ。

やっぱりそこに僕は義務教育の水泳教育、おっしゃったとおりです。必要だと思うんですけども、どう思いますか。そこを知るとき、ある程度プールが深くないといけないと私は思う。私も水難救助員の資格を取られるから取ったときもあるんですが、あと、水が冷たいこと。あと、着衣というのはやっぱりパニックになるんですよ。その辺の防止をやっぱり義務教育で教える必要があるというふうに思います。バタフライとか、ここに頂きました。

体育学習における学習指導要領の解説ですね、それに書いているんですが、バタフライとか背泳ぎとかあるんですよ。これは要りますか、こんなもん。僕が水難救助員を受けたときも、速く泳ぐためのクロール、あと、溺れた人を見逃さないための平泳ぎ、ずっと浮いている立ち泳ぎ、ここが僕は重要だと思うんですけども、あと、水を怖がらない。こういう意見があったらどういうふうに思われますか。

○議長（野村泰也）

教育長。

○教育長（富山拓二郎）

実際、学校の中でバタフライまで教えることはございません。ただ、いろんな泳法があるということは子供たちには授業の中で伝えておりますから、その中で、いかに自分に適した泳ぎを選択するのか、これが中学校3年生ですから、主体的に自らの学びを進めていくという観点で今教育は進めております。

○議長（野村泰也）

3番竹下英治君。

○3番（竹下英治）

そういう主体性も大切なんですけれども、やっぱり命の話と健康の話、先ほど言われたとおり、やっぱり泳法についてはクロールと平泳ぎ。平泳ぎも頭を上げた泳ぎ方、そういうふうなことを教えることと、やっぱり冷たい水へのパニック防御、そういうことをぜひ配意していただきたいと思います。

もう一件、少人数学級、これは法律に基づいて広川町もるる努力されていて、この前、資料を頂いたら、まあまあ目標を達成されているんですよ。いいんですけど、もう一回改めて聞きますけど、そもそも何で少人数学級、今まで40名だったのがなぜそれじゃ駄目だったのか、もう一回、教育長のお言葉で教えていただいてもいいですか。

○議長（野村泰也）

教育長。

○教育長（富山拓二郎）

現在、子供たちの教育環境も非常に大きく変わっております。GIGAスクールの1人1台のタブレット、それから、様々な課題を抱えた子供たちの数の増加、そういった中で、40人学級ではなかなかきめの細かい学習ができない、そういったところの観点を踏まえて文部科学省が35人学級へと踏み込んでいったと。当然それには学力の保障もございましょうけれども、そういうふうを考えております。

○議長（野村泰也）

3番竹下英治君。

○3番（竹下英治）

質問を換言しますけど、じゃ、35人だったらいいんですか、先ほどの問題が。私はちょっとそういうことを問うているんですけど、よろしくお願いします。

○議長（野村泰也）

教育長。

○教育長（富山拓二郎）

できれば本当に少ない数で、文部科学省も35人学級である程度成果が見えたら、次、中学

校の35人学級へと進めていく。さらには、30人学級へと進めていくのがどうかという取組も提言されておりますから、そういった意味では、少なければ少ない——私は30人学級ができればいいなというふうに思っております。

○議長（野村泰也）

3番竹下英治君。

○3番（竹下英治）

今回の40人から35人になるまで、この資料によると、前改定が昭和55年だそうです。何年かかっているんですかね、これだけのずっと問題があつて。今、教育長がおっしゃつても、次変わるのはまた30年とか、30人になるのはそういうことですかね。それを放置していいんでしょうか。これは自治体でできることではありませんけれども、ぜひ、いわゆる県を通じて国にも教育現場の実態をやっぱり伝えていただくのが僕は教育長の責任かなと思つていて、実際40人でも35人でも、私もちょっと学び道場とか行かせていただいた立場では多いです。そこら辺のところを現場の先生は何人ぐらいが適切だというのを何か腹案とか持つておられると思いますから、その辺の意見をよく酌み取つていただいて、教育は最も施策の中で僕は一番重要だと考えていますので、ぜひ今後御対応いただきたいと思つています。できたら現場の小学校の先生が、小学校で結構ですから、何人が適当なんだという何か案をお持ちであれば、別の機会に教えていただきたいと思つています。

以上で質問を終わらせていただきたいと思つています。

○議長（野村泰也）

暫時休憩いたします。

午前11時59分 休憩

午後0時55分 再開

○議長（野村泰也）

全員おそろいですので、始めさせていただきます。

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、1番山下茂君の登壇を求めます。

○1番（山下 茂）

1番議員の山下茂です。本日最後の一般質問になります。どうぞよろしくお願ひいたします。太陽光発電整備事業者の維持管理とカーボンニュートラルについて質問いたします。

1点目の太陽光発電事業者の維持管理について町の考えをお伺ひいたします。

2012年、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法、いわゆるFIT法がスタートいたしました。これはもともと太陽光発電の余剰電力を大手電力会社が買い取る制度でしたが、FIT法の改正により電気発電事業者の発電した電力を大手電力業者が買い取り、要した費用を国民が負担する全員参加型の制度に変更されました。そのため多くの新規事業者が電気発電事業に参加し、メガソーラーなどの大型開発が行われるようになりました。本来、3,000平方メートルを超える開発の場合は申請許可等が必要ですが、太陽光発電事業は大規模な工事でも申請の対象とならないことで問題工事が横行しております。5年後の2017年には法改正が行われましたが、価格改定や認定方法などのガイドラインの変更により問題の解決には至っておりません。そのため、この数年、太陽光発電事業の維持管理等の条例を制定される県や自治体が増えております。再生エネルギーの代表格である太陽

光発電事業はエネルギーの自給力改善として今後も増えていくと思われま

す。そこで、お伺いいたします。

広川町の景観にマッチする発電事業の維持管理について町の考えをお伺い

いたします。2点目は、国で推奨されておりますカーボンニュートラルについてお伺い

いたします。2020年に国の政策で温室効果ガスの排出を全体でゼロにするカーボンニュートラル宣言が行われました。政府の実行計画の中でも、政府の保有する建物に約50%の太陽光発電設備を設置することや、公用車を2030年度までに電気自動車などに替える施策、また、庁舎内の廃棄物の3Rプラスリニューアブルなどの徹底、サーキュラーエコノミーへの移行など、公的機関への使命負担は大きくなっております。

そこで、お伺いいたします。

今後の広川町のカーボンニュートラルへの取組についてお伺い

いたします。あとは質問席にて質問いたします。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（野村泰也）

町長。

○町長（渡邊元喜）

山下議員の質問にお答えいたします。

太陽光発電施設の設置、管理についてでございますが、国は2025年度の温室効果ガス排出量を2013年度比で46%削減する目標の実現に向けて、太陽光発電設備など再生可能エネルギーの主力電源化を進めています。こうした中で、経済産業省は省令で発電用太陽光電池設備に関する技術基準を設けております。この中で、土砂災害等のリスクに対応するため、土砂の流出防止及び崩壊の防止等の対策を講じなければならないとしており、周辺環境への対応を求めています。太陽光発電設備が設置されることでの景観への影響についてですが、景観法及び福岡県美しいまちづくり条例では、太陽光発電設備の設置が届出の必要な行為でないことから、指導できるものではございません。

町といたしましても、今のところ太陽光設備の開発規制までは考えていません。議員御指摘の件については全国で課題となってくると考えられますので、情報収集に努め、そうした状況を把握しながら、必要に応じて検討を進めます。

カーボンニュートラルについては、町では今のところ何の検討も行っておりません。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（野村泰也）

1番山下茂君。

○1番（山下 茂）

それでは、太陽光発電事業の現状についてお伺い

いたします。現在、広川町で整備されております太陽光発電整備事業者の、いわゆるメガソーラーとまで言うかどうか分かりませんが、仮設場所、面積等は把握されてはいますか。それとあと、今後そういう計画を町として知り得る立場にあるかどうか、教えてもらってよろしいでしょうか。

○議長（野村泰也）

建設課長。

○建設課長（樋口信吾）

太陽光発電設備の把握の件なんですけれども、ここにつきましては、先ほど議員からも話があったとおり、開発行為にも該当しておりませんで、また、景観法に基づく県の条例の対象ともなっておりません。そうしたことから、町への届出義務となっておりませんので、把握ができていないのが現状でございます。

○議長（野村泰也）

1 番山下茂君。

○1 番（山下 茂）

ありがとうございます。把握できないような状況だとは思いますが、一般的に開発の場合、3,000平方メートルを超える開発については届出許可が必要だということですが、例えば、傾斜地なんかを商業施設にする場合なんかですと、いわゆる平面になってアスファルトとか土の状態になるので、保水力が落ちます。そのために許可を得るためにはU字溝であったり、溜柵などの排水整備を行ったり、きちんとした管理をする必要がなければ許可がもらえないと思いますが、こういう開発行為が届出の必要がないということで、現状としては業者さんのモラルに期待するしかないということで考えていいですかね。場合によっては道も必要ありませんので、田んぼの真ん中に太陽光発電があったりとか、いろいろな場合がありますけど、その辺は町のほうでは全くこういうふう意見というか、規制をかけられる状態ではないということでしょうか。

○議長（野村泰也）

建設課長。

○建設課長（樋口信吾）

太陽光発電設備の設置に係る造成関係で、近隣からの問合せ等もあっております。これについて県のほう等にも確認したわけですが、太陽光発電設備は建築物でもなく特定工作物でもないということで、造成の有無にかかわらず、都市計画法上の開発行為には該当しないという見解が出されておまして、実質、何の規制もないという状態です。

○議長（野村泰也）

1 番山下茂君。

○1 番（山下 茂）

ありがとうございます。これが先ほど2012年から始まったFIT法なんですけど、新しい事業者がいろんな業界のほうから来ていますので、まだ業界自体がうまくいっていないようなところもあります。例えば、最近でもソーラーパネルのリース訪問なんかは消費者庁のほうから、今年6月ですね、今月に販売の業務停止命令が行われましたし、2016年に行われました新電力の参入なんかは、もう既に5%の業者が倒産をし、新電力会社から電力会社に支払われる450億円が未払いと、あと太陽光パネルと、なかなか業界として成熟していないような状況で、心配をしております。

そんな中、昨年7月3日、静岡県の熱海市で土石流の災害が起きました。被害の状況は死者26名、いまだに1名の行方不明者がおられて、家に関しては全半壊合わせて128棟という大きな被害がありました。原因は山頂部にあります盛土が崩落して結果的に土石流となったということでしたが、場所を見ていると、その山頂の崩壊したところの横には大きな太陽光発電がありまして、そのちょうど横の道なんかでも、山にああいう大きな道を造られるのは多分太陽光発電、メガソーラーを造るために造った道じゃないかなと想像して、その横

にあった道の反対側に、当時、オリンピックや都市計画が東京のほうであっていただけで、残土の問題が非常に大きく、ほかの地域でも行われていましたので、そちらの残土や、ましてや太陽光で削った部分の土、そちらのほうを持ち込まれたのではないかなと想像するところでした。

国では3月に盛土規制法案を閣議決定され、都道府県知事が用途にかかわらず規制区域を指定し、区域内の許可を対象とされるらしいです。もしこの法案が決まった場合、広川町のほうで対応はどのようにになりますか、教えてもらってよろしいですか。

○議長（野村泰也）

建設課長。

○建設課長（樋口信吾）

盛土規制法の具体的な内容等までは今のところ把握していませんけれども、国土交通省のホームページ等の情報では、都道府県知事が宅地、農地、森林等の土地用途に関係なく盛土等により人家等に被害を及ぼし得る区域を規制区域として指定できるようになっております。今回の法案が危険な盛土等を全国一律の基準で包括的に規制することが考えられており、条例制定は広域行政を担う県が行い、町はこれに協力する形になろうかと思っております。

○議長（野村泰也）

1番山下茂君。

○1番（山下 茂）

ありがとうございます。町内でも住宅地のそばに太陽光発電設備ができたということで、幾つかの問題というほどではないんですけど、対応がっております。2つほどの区長さんにお伺いしてみました。1つ目の区長さんに聞いてみたところ、住民説明会を2回開催されてあります。住民説明会もどこまで呼んでいいかわからない状態で、段取りから設営、それから、業者との折衝なんかをされて、住民から出た意見で、太陽光パネルの横に大きな発電機というか、そういうものの設置が住宅側のほうにありましたので、それを住宅側じゃないほうに動かしてくれないかということで業者の方と折衝して、そういうふうにしてもらい、区の総会まで上げられたということでした。でも、別の区長さんにお話を聞いたところ、やはり説明会を開きまして、そこに何も対応されていなかったんで、U字溝や溜桝なんかを造ってもらうようにそちらの業者に依頼して、誓約書のほうを交わしましたということでした。それが昨年でしたんですけど、やっぱり大雨のときは溜桝とかU字溝がその土地の広さに対してちょっと足りないかなということ僕を思ったんですけど、区長さんや住民、地権者のためにも広川町でマニュアルみたいなものとかをつくるのか、そういう考えがないか、ちょっとお伺いいたします。

○議長（野村泰也）

建設課長。

○建設課長（樋口信吾）

現在の太陽光発電設備の設置に伴う指導に関しては、国の経済産業省が設けております町長答弁にありました技術基準があります。これを基に設置の届出がなされて基準どおりなされているかというのがあろうかと思っておりますけれども、町独自のマニュアルということですが、実質うちが指導できる立場にないもんですから、なかなかマニュアル化というのは難しいかと思っております。ただし、開発事業者がやっぱり相談には見えます。そのときには地元へ

の説明をしっかりと行ってくれということで、うちのほうからは業者に対して説明会がなされるように指導はしているところでございます。

○議長（野村泰也）

1 番山下茂君。

○1 番（山下 茂）

ありがとうございます。町のほうでもきちんとというか、対応してもらっているということで、ただ、区長さんがなかなかの負担になっておられるようにお聞きしましたので、そういうものがあればいいかなとは思っております。

先ほども条例のことを言いましたけど、現在、5つの都道府県と130を超える市町村で太陽光に関する条例が、いわゆる単独条例がつくられております。最近できた条例では山梨県の山梨県太陽光発電施設の適正な設置及び維持管理に関する条例というものが出来上がっておりまして、やはり太陽光とか含めて自然エネルギーというか、再生可能エネルギーというのは今後も必要になっていくとは思いますが、やっぱりその管理がどこでも心配されておられます。町で単独条例までは難しいかと思いますが、県のほうにそういう条例の制定の依頼とか規則みたいなのを要望できたりとかはしますか。

○議長（野村泰也）

環境衛生課長。

○環境衛生課長（小松朋雄）

その質問でございますが、環境全般を管轄する立場では考えておりません。県のほうにも要望するつもりはございませんが、いろいろなタイプの条例がある中、設置及び維持管理等に関する内容も網羅する条例になりますので、これにつきましては、まずは近隣市町の情報を収集させていただき、町と住民にとって有意義なものになるかを精査し、分析しない限りは、条例に上げたり県にお願いすることはできないというふうのうちの方では考えております。

以上です。

○議長（野村泰也）

1 番山下茂君。

○1 番（山下 茂）

国のほうとかでも法的にも先ほどパネルの話、再生パネルが2年後に制定予定とかありましたけど、法律ができるまでには結構時間がありますし、今のカーボンニュートラルの進み方とか国の要請を考えると、なかなかタイムラグが起こると考えられますので、できるだけの対応をお願いしたいと思います。

続きまして、カーボンニュートラルについてお伺いいたします。

国では2050年のカーボンニュートラルの実行に向けて、いろいろな施策が出ております。広川町で対策、先ほど町長のほうで今のところ考えておられませんということでしたけど、もし何かあれば教えてもらってよろしいですか。

○議長（野村泰也）

副町長。

○副町長（飯田潤一郎）

現在、電力の地産地消という観点から、地元電力会社、あるいは研究者と我々と勉強会を

積み重ねております。その中でも、経産省が出した御指摘のような様々なメニューを含めたところの勉強会を進めております。できるだけ早く広川町におけるカーボンニュートラルの具体的な取組を明らかにするよう努力してまいりたいと思います。

以上です。

○議長（野村泰也）

1 番山下茂君。

○1 番（山下 茂）

カーボンニュートラル、なるべく進めたほうがいいということで、ゼロカーボンシティ宣言というのがありまして、福岡県内でも24の市町村で現在表明されております。全国の都道府県では7県だけがゼロカーボンシティ宣言が行われていないわけなんですけど、そのゼロカーボンシティ宣言を含めて施策と別で何かお考えがあるか、教えてください。

○議長（野村泰也）

副町長。

○副町長（飯田潤一郎）

何も具体的な方法を持たないところも宣言をしていると聞いたんですね。それじゃあまりにも浅はかといいますか、だから、広川町としては、先ほど言った勉強会に基づくある程度の考え方、方針が出た段階で手を挙げることを検討したいと思います。

○議長（野村泰也）

1 番山下茂君。

○1 番（山下 茂）

僕も拙速にするとやっぱり失敗したりとか、このことで電気会社を変えて逆に訴訟になったりとかということもいっぱい聞いておりますので、その辺は情報を取りながら確実にやっていただきたいと思います。

今年3月にアズマデンキさんと業務提携をされましたけど、その業務提携の内容をちょっと教えてもらってよろしいですか。

○議長（野村泰也）

環境衛生課長。

○環境衛生課長（小松朋雄）

提携についての御質問でございますが、地域のカーボンニュートラルの実現と地域活性化を目指すために、再生可能エネルギーの拡大と利活用等に関する協力連携協定というのを結ばせていただきました。広川町長並びに株式会社アズマ、やめエネルギー株式会社、3者と地域における再生可能エネルギーの地産地消による脱炭素と地域活性化の実現に向けて連携協定を結ばせていただきました。これについては、2021年に策定させていただきました広川町の第4次総合計画に示した自然と共生する快適なまちで、新エネルギーの利用促進という目標の下、持続可能なまちづくりを推進するために結ばせていただいております。中身につきましては、先ほど副町長が回答されたとおり、目的というものははっきりしない中では発表等もできないということでございますので、この2者との協議の中での結論、議論等で町にとって有意義なものを選んでいきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（野村泰也）

1番山下茂君。

○1番（山下 茂）

今からの施策ということで、実は昨日、僕も夜遅くまで見ていたら、環境省が出している地方公共団体のF I T制度による再生可能エネルギー（電気）の現状把握という資料がありました。今、この資料によりますと、令和2年度、広川町では1万9,578キロワットの再生可能エネルギー、いわゆるF I T制度に係る太陽光の発電があるということで環境省のデータにありました。これは大体1枚が200ワットとか250ワットぐらいなので、大体町内で800枚ぐらい、イメージ的にですね。人口当たりになると1人40枚ぐらいの太陽光パネルになるのかなと思って見ておりました。これの後にポテンシャル、導入予定みたいなやつを書いてあるんですよ。これには8万6,434カロリーと、今の3倍も4倍もを、何かこのCO₂をゼロにするためには広川町でそれぐらいの太陽光の発電力が必要ということで、この試算、案みたいなのが載っておりました。そういうもの以外にも、あと、愛媛県なんかでは自転車ツーキニストということで、CO₂を出さないというようなことで自転車を推奨しているというような施策なんかもありましたので、ぜひ広川町に合う施策を一生懸命考えていただいて、実行していただきたいと思います。

これにて質問を終わらせていただきます。

○議長（野村泰也）

以上で一般質問を終わります。

以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

次回は6月14日午前9時30分から開議いたします。お疲れさまでした。

午後1時19分 散会